

建設業における 労働安全統括管理について

令和元年11月13日(水)

労働安全コンサルタント 松岡 巖

目 次

1. 労働災害の現況と法面工事災害事例
 2. 安全管理の基本的考え方(事業者責任)
 3. 統括管理制度制定の意義と経緯
 4. 特定元方事業者等の講ずべき措置
 5. 元方事業者の講ずべき措置
 6. 注文者の講ずべき措置
 7. 労働安全衛生法における元請・下請け責任
 8. 建設現場の安全衛生管理体制
 9. 安全衛生責任者
 10. 建設現場における事業者責任
- おわりに 一万分の一人



1. 労働災害の現況

GENERAL GUIDEBOOK ON INDUSTRIAL SAFETY

法面工事災害事例

職場でのケガ、病気は 57万人／年 も

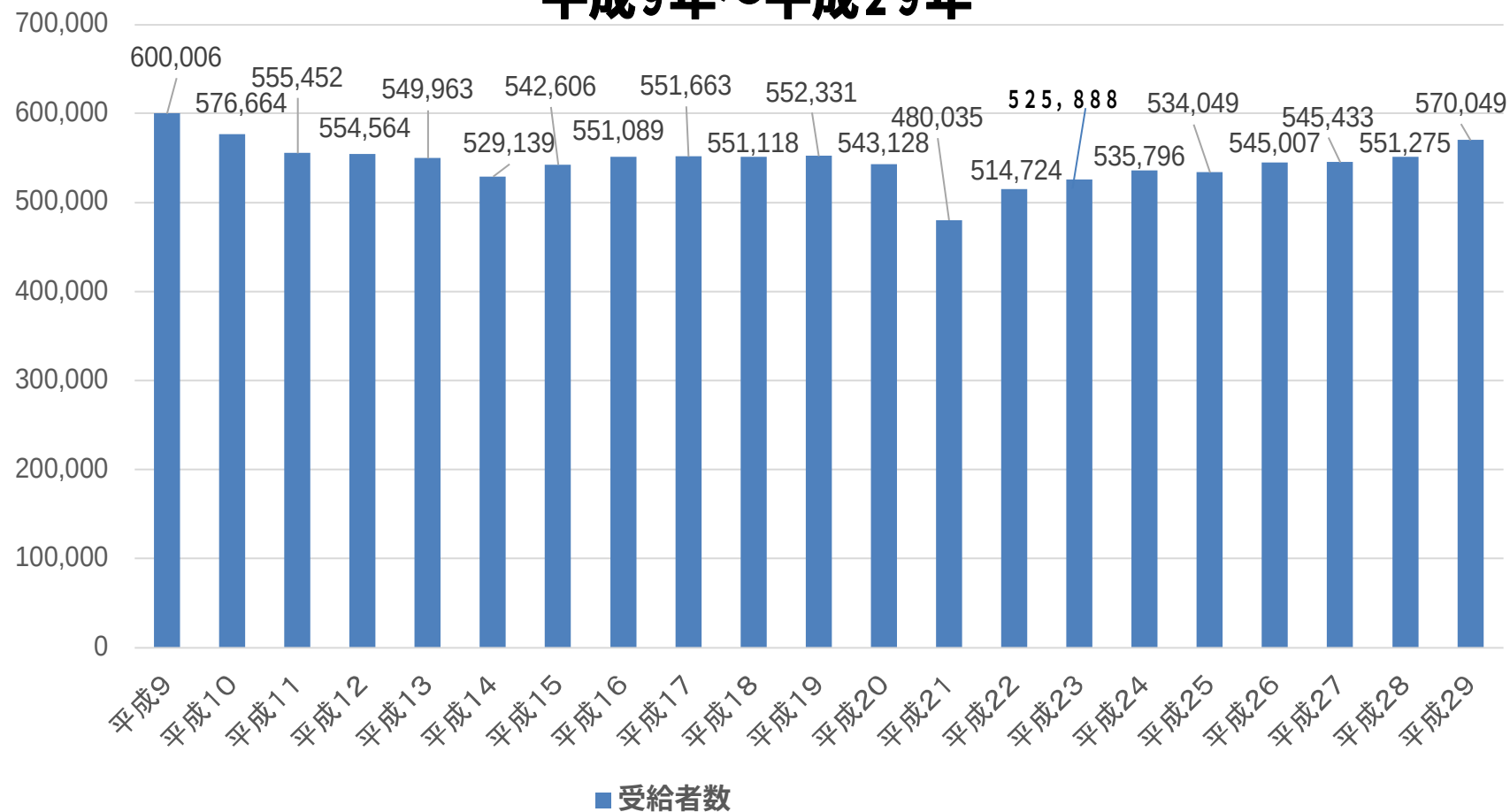
日々の生活において一番大切なことは、なんと言っても**命と健康を守る**ことでしょう。自分も家族も友人もケガや病気がなくて、健やかに快適に心穏やかに日々を過ごすことができることは本当に大切だと誰でも思っているはずです。

しかし、この働く場所である職場でいろいろな不都合なことが存在しています。職場で働く人が働くことによってケガをしたり、病気になったり、という事実があります。しかも、そのために亡くなる方も毎年相当の数になっているのです。

厚生労働省のデータによると全国で**平成30年に909人も亡く**なっておられます。不休を含む労働災害は**平成29年に約57万人**です。すべて職場で、働く人が働くことによっておきていることです。

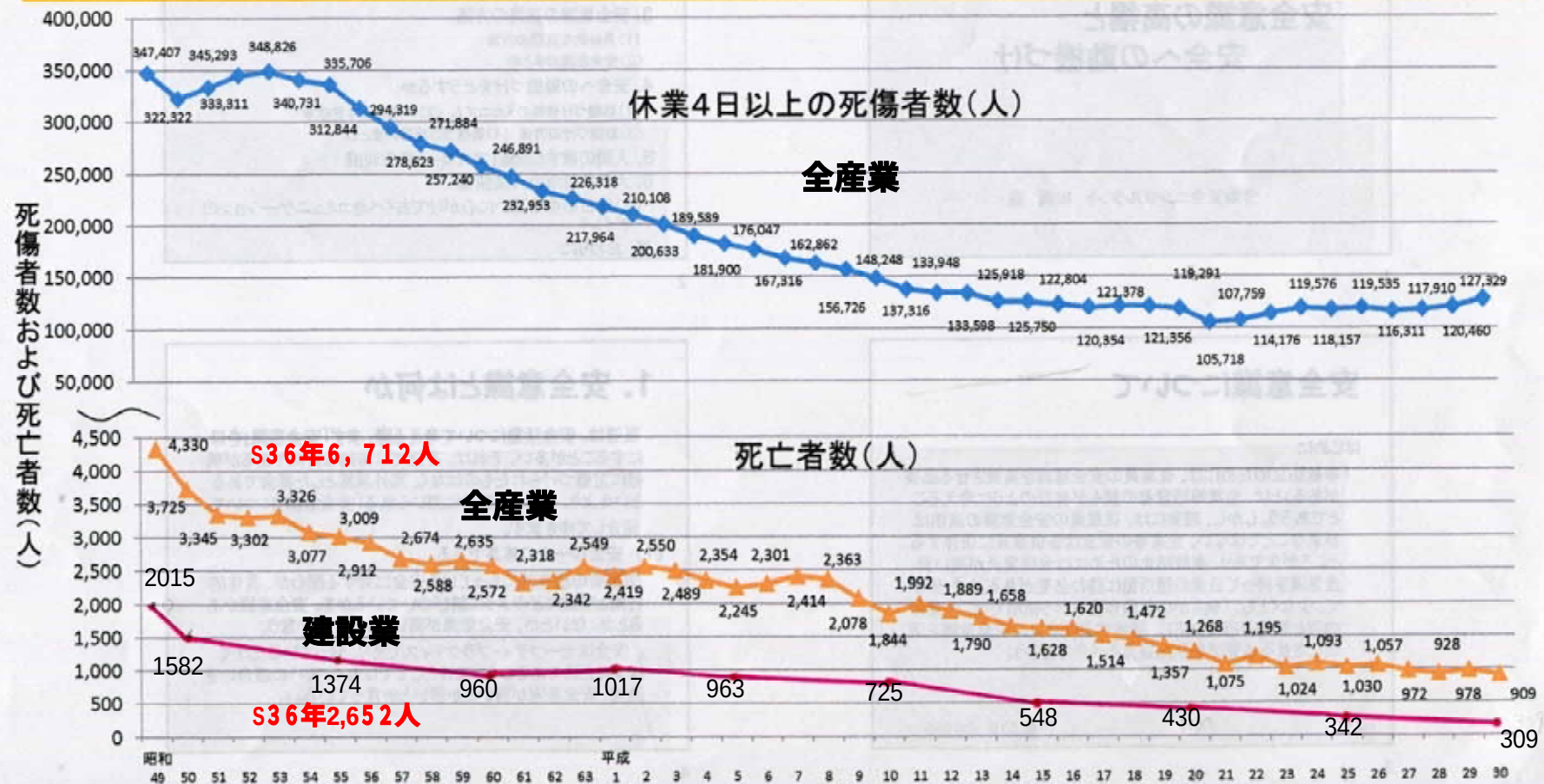
労災保険新規受給者数 (業務災害)

平成9年～平成29年



労働災害発生状況の推移

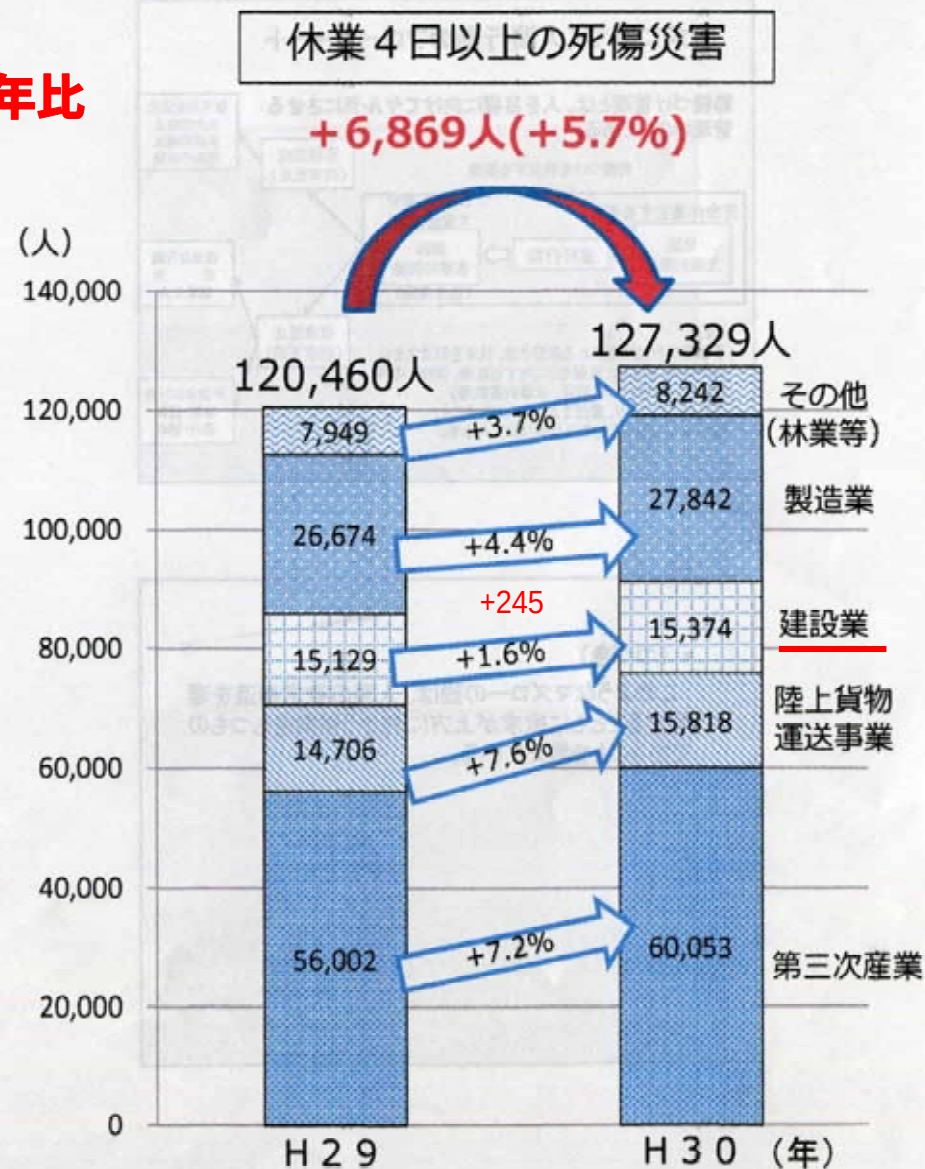
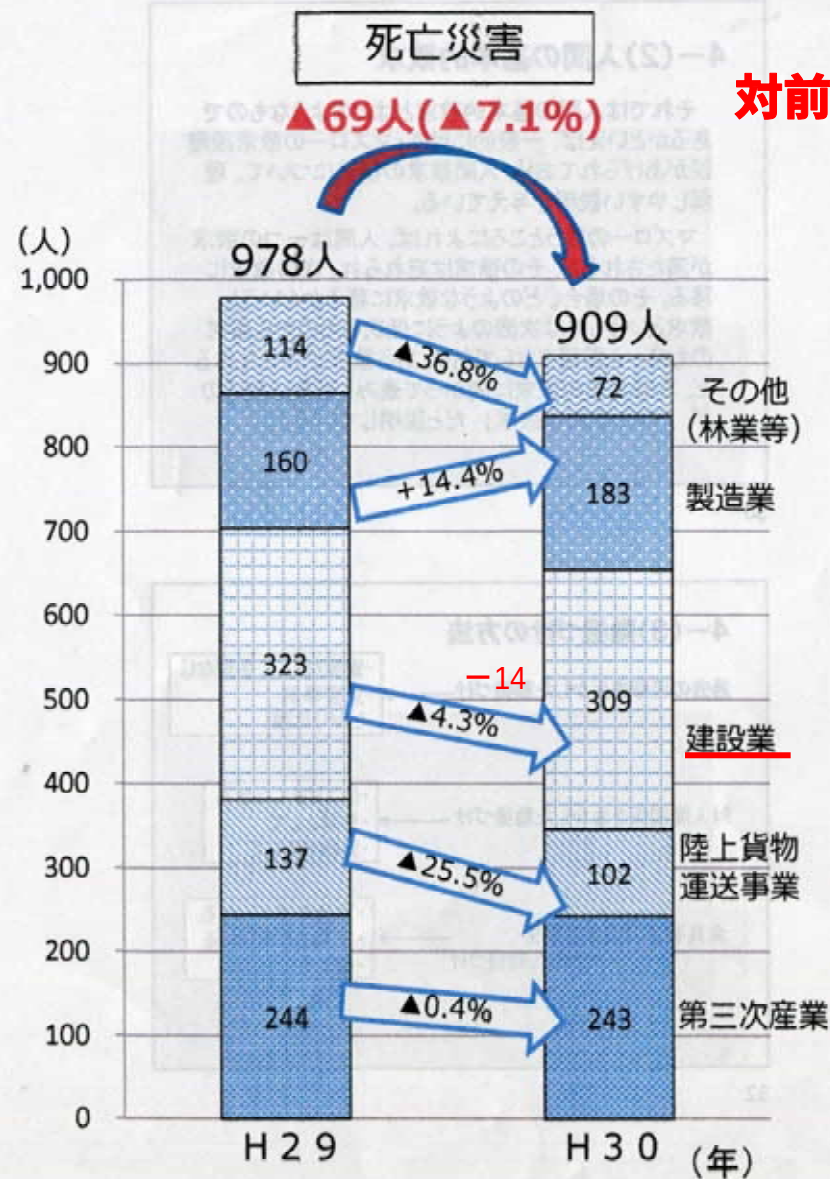
- ・ 死亡者数は、長期的には減少傾向しており、過去最少となった。
- ・ 休業4日以上の死傷者数は、転倒災害により増加するなどして、3年連続で増加した。



出典：平成23年までは、労災保険給付データ(労災非適用事業を含む)、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成

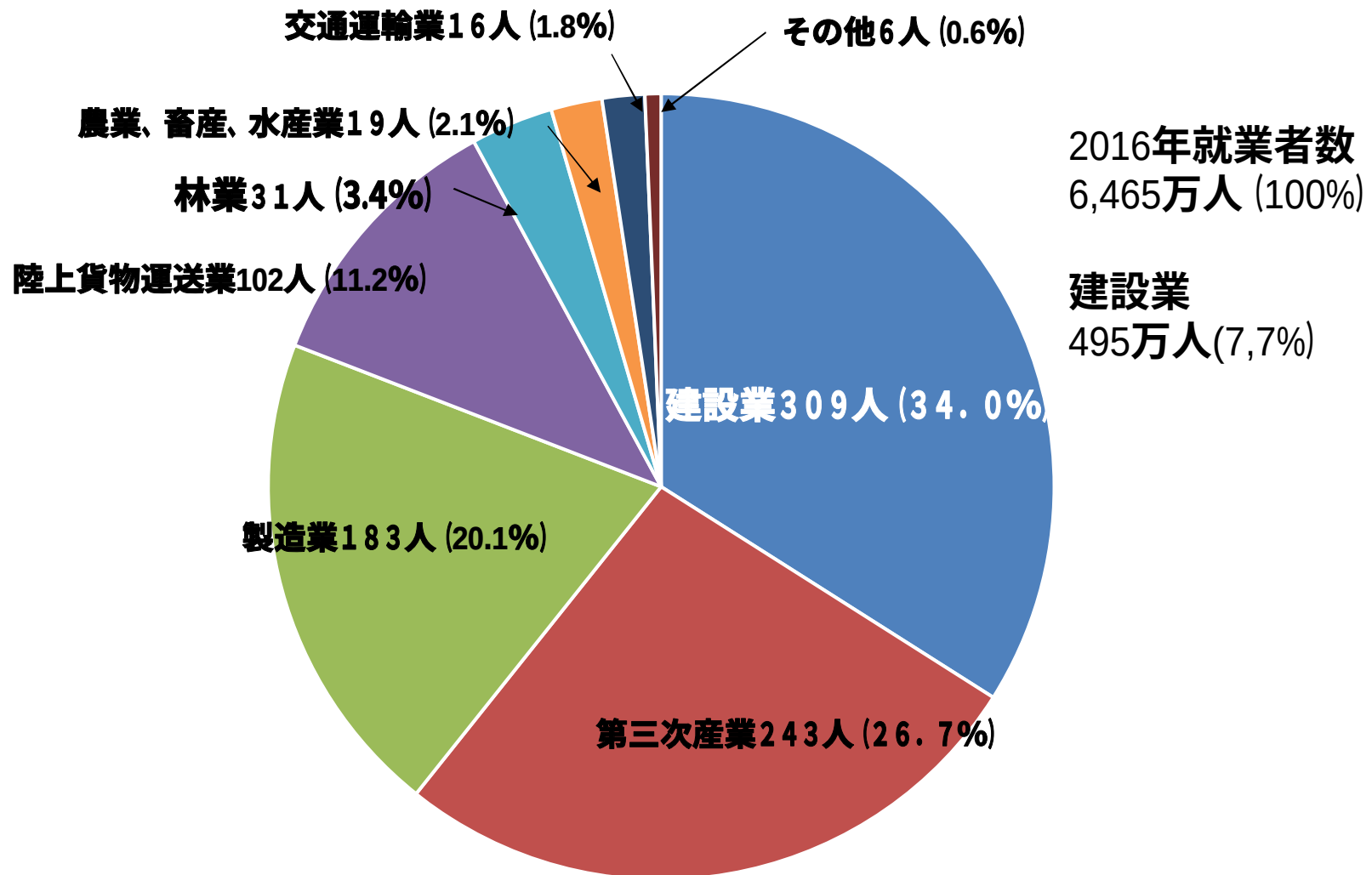
平成30年 労働災害発生状況（確定値）

※ 平成30年 1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、4月8日までに報告があったものを集計したもの



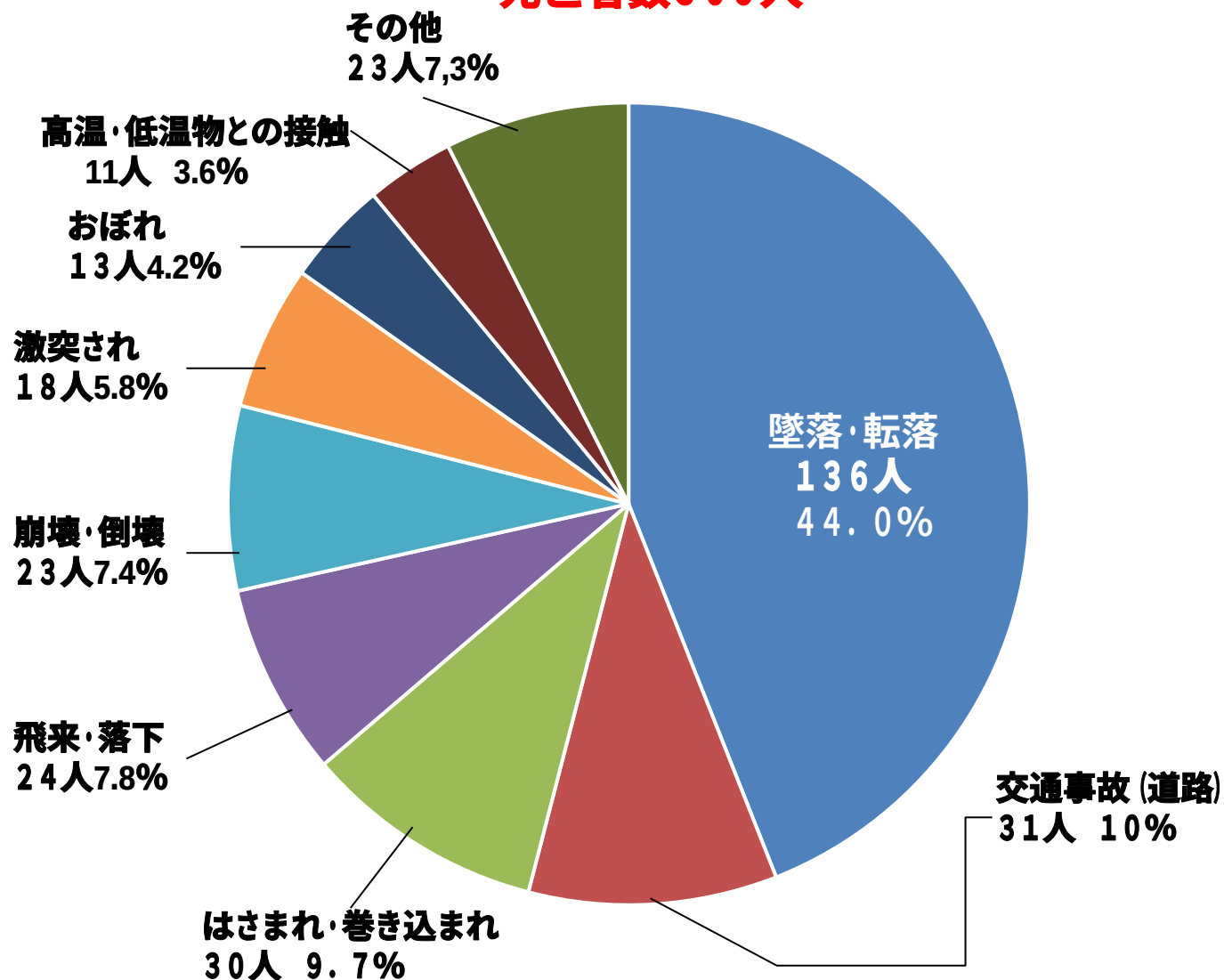
平成30年 業種別死亡災害発生状況

全産業死亡者数 909人



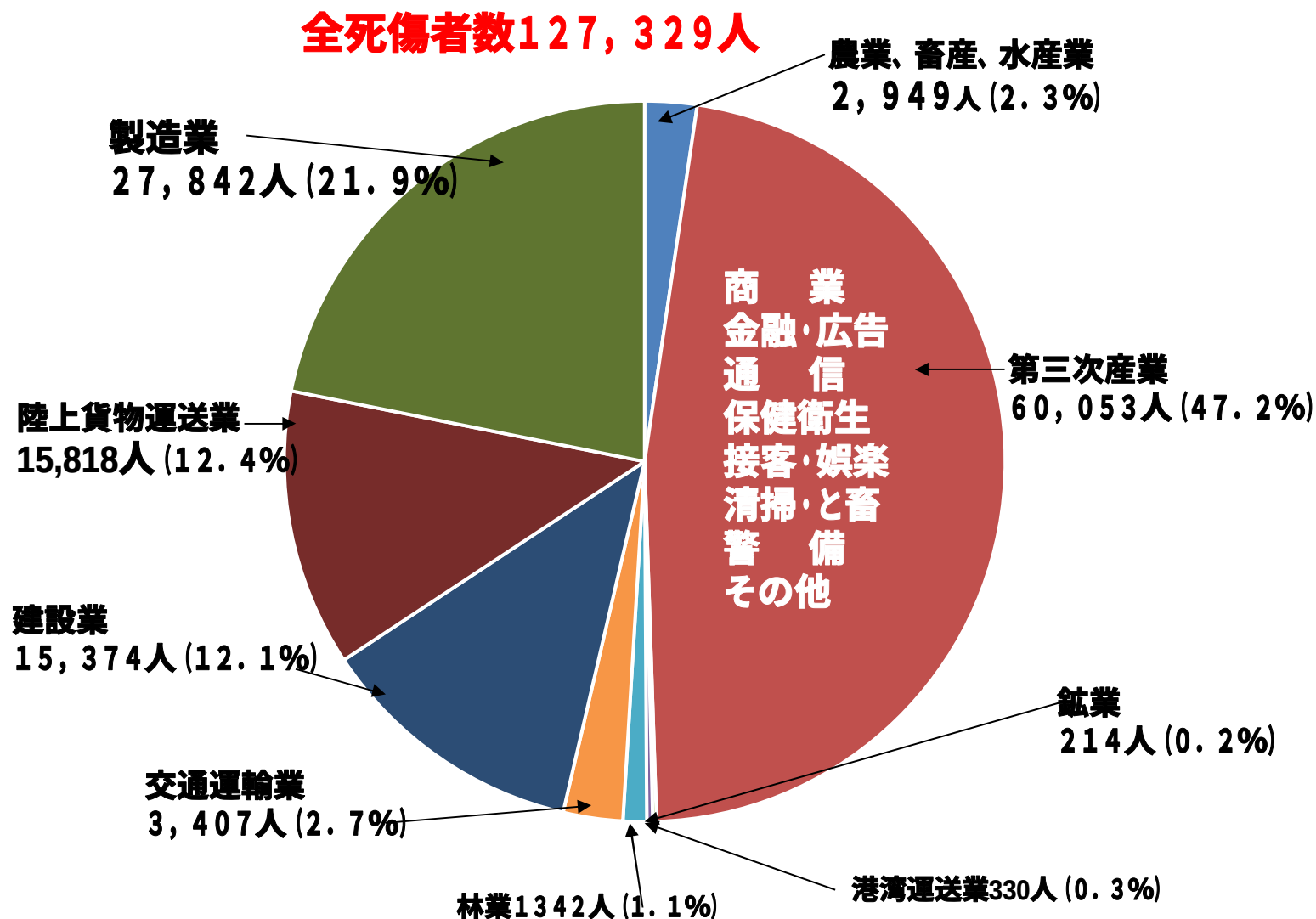
平成30年 災害の型別死亡災害発生状況(建設業)

死亡者数309人



平成30年 業種別死傷災害発生状況

(全産業休業4日以上)



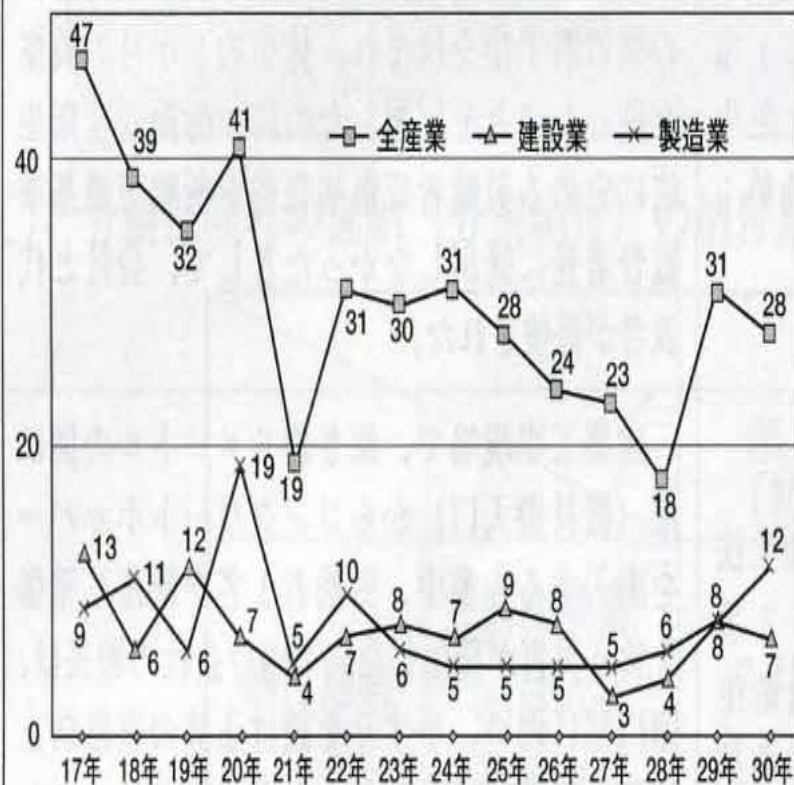
職場における熱中症による死傷者数の推移



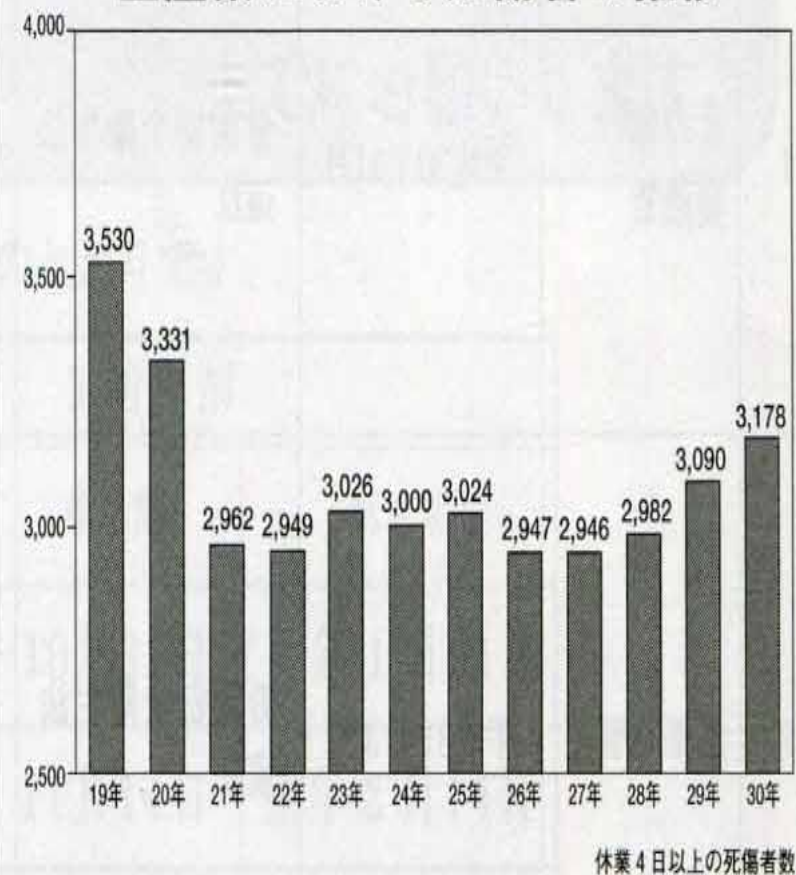
全産業（死亡災害及び休業4日以上之死傷災害）

平成30年 広島県

広島労働局(死亡災害の推移)



全産業における死傷者の推移



「ロープ高所作業」での危険防止のため 労働安全衛生規則改正概要

施行日 平成28年1月1日

- (1) ライフラインの設置 (第539条の2)
- (2) メインロープ等の強度等 (第539条の3)
- (3) 調査及び記録 (第539条の4)
- (4) 作業計画 (第539条の5)
- (5) 作業指揮者 (第539条の6)
- (6) 安全帯の使用 (第539条の7) (H30年6月8日施行令改正墜落制止用器具)
- (7) 保護帽の着用 (第539条の8)
- (8) 作業開始前点検 (第539条の9)

※ 次の災害事例で状況確認をし、改正規則を遵守するとともに、
類似災害防止に役立ててください。(災害事例は厚労省ホームページより)

道路の法面保護工事において、グリーンネット設置作業中、法面頂から転落

部

(発生年月日不明)

死亡者:1人



発生状況

この災害は、道路の法面保護工事現場において吹き付け作業の準備のためのグリーンネットを張る作業中に、高さ約6mの法面頂部より転落し、アスファルト舗装面に頭部を強打したものである。

当日、被災者は工事長を含めた作業従事者とともに約15分程度のミーティングを行った。当日の作業内容は、法肩部分の足場の確保、斜面の清掃作業、およびグリーンネットの設置作業であった。足場確保および清掃作業ののち、午前10時30分頃からグリーンネットの設置作業を開始し、昼休みをはさんで午後1時頃から作業再開した。そして午後1時10分頃、被災者がネットを張るためのアンカーを打とうとして親綱に口リップを引っ掛けて斜面に乗り出した途端、親綱が杉に結束されていなかったため、約6mほど転落し、アスファルト舗装をしてあった路面に頭部を強打したものである。

原因

この災害の原因としては、次のことが考えられる。

- 1 親綱が結束されているかについて、確認しなかったこと。**（現時点では、則第539条の6違反）**
- 2 作業指揮者が親綱の取付け状況を確認しなかったこと。**（現時点では、則第539条の6違反）**
- 3 高所作業における安全意識が欠如していたこと。

対策

この災害は、道路の法面保護工事現場において吹き付け作業の準備のためのグリーンネットを張る作業中に、高さ約6mの法面頂部より転落し、アスファルト舗装面に頭部を強打したものであるが、同種災害を防止するためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 安全装置の設置・使用状況等に関して作業を開始する前に必ず確認を行うこと
- 2 職長等の指揮のもとに作業を行うこと
- 3 安全教育を実施すること

法面に落石防護網を設置する作業中に墜落

死亡者:1人

(発生年月日不明)



発生状況

『この災害は、県道の付替工事の際、県道山側の法面に落石防護網を設置する作業において発生したものである。』

災害発生当日、被災者は同僚と2人ペアとなって、法面へのアンカー打ち込み作業に取り掛かった。被災者は法面頂部へ親綱を使って登ったあと、昨日の作業で使用した削岩機を同僚に手渡し、その後作業の邪魔になると考えられる親綱と、削岩機のエアホースの整理作業を行った。

同僚は手渡された削岩機を用いて法面を削岩することを被災者に伝えた後、約30秒後に「ガシャーン」という物音がし、下を見ると、被災者が倒れていた。』

原因

この災害の原因としては、次のことが考えられる。

- 1 危険な急斜面での作業において、安全帯を使用しなかったこと(現時点では、**則第539条の2**、**則第539条の7**
ライフラインの設置 安全帯の使用)
- 2 作業指揮者等が選任されていなかったこと **則第539条の6違反**
作業指揮者
- 3 作業員に対して安全に関する啓発、教育等が徹底されていなかったこと

対策

この災害は、県道の付替工事の際、県道山側の法面に落石防護網を設置する作業において発生したものであるが、同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 法面等の高所作業を行う場合には、確実に安全帯を使用させること
- 2 作業指揮者等を選任し、作業を直接指揮させること
則第36条特別教育
- 3 作業員に対して安全衛生教育を実施すること
- 4 安全衛生管理体制を整備すること。

林道の法面のコンクリート 吹付け作業中、墜落し死亡

死亡者:1人

(発生年月日不明)



発生状況

『この災害は、林道改良工事において、林道脇の高さ約9m(勾配約90度)の法面（のり面）でコンクリート吹付け作業を行っているときに発生したものである。

災害発生当日、2次下請の作業員Aは、吹付け作業を行うため、保護帽および安全帯を着用し、安全帯の口リップを法面の上から垂らした親綱（直径8mm、長さ20m）に取り付けた。さらに、吹付け用ホースに巻き付けたロープの端を安全帯に結び、法面の最上部まで登った後、口リップ下の親綱に結び目を作って安全帯のフックを掛け、口リップを外した。その後、Aは、吹付け用ホースを引き上げて、法面へのコンクリート吹付け作業を始めた。

Aが吹付け作業を始めて数分たったとき、親綱から安全帯のフックが外れて、Aは林道の路面に墜落した。Aは、病院に搬送されたが、死亡した。

Aが安全帯のフックを親綱にかけた際、フックの外れ止めは親綱を挟んだ状態で、完全にかかっていなかったため、フックに体重をかけて吹付け作業をするうちに、フックが親綱から外れたものであった。』

なお、この工事現場では、勾配の急な法面での吹付け作業があったにもかかわらず、作業員に対して墜落防止措置等についての十分な安全衛生教育等を実施していなかった。

原因

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 ロリップを外したことおよび安全帯のフックが親綱から外れたこと (現時点では、則539条の2メインロープ以外にライフラインが必要)

Aは、親綱に安全帯のフックを掛けたものの、フックの外れ止めが親綱を挟んだ状態で完全にかかっていなかったため、フックが親綱から外れた。さらに、このときロリップを外していたため、墜落した。

- 2 作業員に対し安全衛生教育を実施していなかったこと 則第36条特別教育

勾配の急な法面での作業で、墜落する危険が大きい作業であるにもかかわらず、安全帯の取扱いや安全な作業方法等について十分な安全衛生教育を行っていないかった。

対策

- 1 高所においてはロリップを外させないようにするとともに、安全帯のフックを確実にかけさせること
高所においてロリップを外さないことおよび親綱への安全帯のフックのかけ方、フックの外れ止めが適正な状態になっていることの確認方法等について、作業員に教育を行うとともに、実際の作業での確認を徹底する。また、近くにいる作業指揮者や共同作業員と声をかけ合い、確認し合うことも重要である。

- 2 作業員に対し安全衛生教育を実施すること

勾配が急な法面での親綱への安全帯のフックのかけ方、吹付け用ホースの取扱い方等について、技能面での訓練はもとより、安全帯の取扱いや安全な作業方法等について安全衛生教育を作業員に対して行う。

作業指揮者が他現場に移動し不在 ロープ高所作業で死亡災害 佐賀労基署・送検

2019.01.17 【送検記事】

ツイート [TL](#)

シェア 78

コメント

保存

印刷



佐賀労働基準監督署は、ロープ高所作業を行わせる際に作業指揮者を定めていなかったとして、建設業の() (佐賀県佐賀市) と同社工事部長を労働安全衛生法第21条（事業者の講ずべき措置等）違反の容疑で佐賀地検に書類送検した。平成30年9月、同社労働者が死亡する労働災害が発生している。

労災は神崎郡吉野ヶ里町の工事現場内で発生した。労働者が法面で養生作業を行っていた際、高さ12.3メートルの位置から転落している。

同労基署が災害調査を行ったところ、作業中の安全帯の使用状況などを監視する作業指揮者を定めていなかったことが判明した。工事が始まった当初は作業指揮者はいたものの、工期の途中で他の現場に移ってしまい、災害発生時は不在状態だった。

ロープ高所作業に関しては、平成28年1月に法改正が行われた。ライフライン設置、作業計画の策定、作業指揮者の選定などが義務付けられている。

【平成30年12月20日送検】

法第119条 6月以下の懲役または50万円以下の罰金

命令委任の例

安衛法

(法第21条には、作業指揮者を定めなさい、という文言は記載されていない。)

第21条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

罰則① 119 (1) 122 罰則②119 (1) 122

{関連省令}

[安衛則] 第2編 安全基準 第6章、(355条) 第7章、第8章、第8章の2、第8章の3、第8章の4、第8章の5、第8章の6、**第9章**、第10章、第11章、第12章(575条の16)。

安衛則 第9章

第539条の6 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に前条第1項の作業計画に基づき作業の指揮を行わせるとともに、次の事項を行わせなければならない。

一 第539条の3第2項の措置が同項の規定に適合して講じられているかどうかについて点検すること。

二 作業中、安全帯及び保護帽の使用状況を監視すること。(根 21②)

※ よって本事案は、安衛則第9章、第539条の6 に命令委任されていることを理解されたい。

2. 安全管理の基本的考え方

(1). 事業者は安全を確保する義務と責任を負う

職場において組織を維持し、管理運営していくためには職制による上下階級は欠くことのできない重要な制度である。しかし、この上下関係が人間としての価値の差を決定するものではないことは今更いうまでもない。職場で働く人が何百人、何千人いようとも、その一人ひとは家庭の柱であり、本人は勿論、家庭にとっても**カケガエのない大切な人である**。誰ひとりケガをしてもよい人、ましてや死んでも仕方のない人など居るはずがない。

職場とは、そんな大切な人が集まっている人間集団である。**事業者はそのようなカケガエのない人を預かっている以上、法的にも、道義的にも安全と健康の確保を最優先に事業経営を行う義務と責任を負っていることを忘れてはならない**。事業者が安全と健康の確保の大切さを理解し、本音で事業経営を決意したとき、労働者も職場での働き甲斐を感じ、事業の発展に自ら貢献する気構えが生まれてくることになる。

(2).「安全と衛生」に対する意識の改革を

事業者は、労働者の安全と衛生を確保する義務があり、規則をつくり、安全教育を行い、管理する。

しかし、労働者自身も、なぜ働くのか、働く目的は何か、働くことの意義をしっかりと認識して事故や災害がどんなに自分の人生を狂わすことになるか、**自覚する**ことが「自分のために」自分の身体は自分で守る心構えとなる。これが安全衛生にたいする**意識の改革**である。

このことが安全教育の基本になれば、どんな素晴らしい手法を教えても、どんなに厳しい管理を行ったとしても災害をなくすることはできない。

規則を守る、安全教育を意欲的に受ける、職場で安全活動を活発に行う、などがケガエのない自分の身体、一緒に働く仲間、ひいては自分の家族の生活を守るため絶対に必要なことで、決して会社のために余分なことをヤラサれているのではないことを理解することが安全活動の出発点である。

いかに大切な仕事であろうとも、自分にとっては、危険をおかし、身体を犠牲にしてまでもやるべき仕事はあり得ないのである。会社も自分の身体は自分で守りながら仕事に最善を尽くしてくれる人づくりをめざしているのである。

(3). 管理を補完する自主活動

事業者は労働安全衛生法、労働基準法、建設業法など関係法令を遵守しなければならない。そのために、機械、設備、原材料等の安全化を図り、また、作業手順を定め、安全ルールを明確にして教育する。これらの管理を徹底するために管理体制を整備し、円滑な業務の運営を行うためのシステム化が図られている。しかし、いかに厳しい管理をしたとしても人が人を管理することには限界がある。特に、ヤル気、意欲、創意工夫といった「人のところ」の分野には管理は立ち入ることはできない。

上司に言われるから、見ているからヤル・見ていなければ手抜きをする。仕事が忙しい、時間がない、やらない理由を言い訳する。自分の意志で、ところを込めて行動しなければ思わぬところでミスをして事故や災害につながることになる。

ハード、ソフトの管理に加え、ヒューマンウエアなる人のところの分野を受け持つのが職場自主活動の効果域であり、職制による管理活動の完全化には欠くことのできない分野といえる。管理監督者は、自分の重要な職務として小集団活動の活発化を指導し、支援することが求められている。

安衛法の主な用語

事業者 (法第2条第3号)	事業を行う者で、労働者を使用するもの。その事業における経営主体をいう。個人事業にあっては事業主個人、会社その他法人の場合法人そのものを指す。
労働者 (法第2条第2号)	職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用されている者で賃金を支払われている者をいう。
労働災害 (法第2条第1号)	労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。
元方事業者 (法第15条第1項)	一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせて、仕事の一部は自ら行う事業者のうち最先次の者をいう、
特定元方事業者 (法第15条第1項)	元方事業者のうち、建設業、造船業に属する事業を行う者をいう。
特定事業 (法第15条第1項 令第7条第1項)	建設業及び造船業に属する事業をいう。

発注者 (法第30条第2項)	注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。
注文者 (法第3条第3項)	仕事を他人に請け負わせる者をいう。 (その事業が重層請負の場合には、その一つの事業について注文者が複数いることもある。)
関係請負人 (法第15条第1項)	関係請負人とは、元方事業者(建設業及び造船業は特定元方事業者)の仕事が数次の請負契約によって行われる場合の元方事業者以外の下請負人をいう。すなわち、元方事業者より直接仕事を請け負った者(一次下請負人)のみを指すものではなく、一次下請負人より順次再下請した末端の下請負人までの全部をいう。
特定作業 (法第31条の3第1項) (則第662条の5)	建設業の仕事を行う二以上の事業者が一の場所において、つぎの機械に係わる作業をいう。 ①パワーショベル・ドラグショベル・クラムシェル(機体重量3t以上のもので荷のつり上げ作業に限る) ②くい打機・くい抜機・アースドリル・アースオーガー ③つり上げ荷重が3t以上の移動式クレーン。

○ 統括管理の資格

統括安全衛生責任者（法第15条第2項）

統括安全衛生責任者は、作業所長等当該事業場における事業実施について実質的に統括管理する権限および責任を有する者をあてる。

元方安全衛生管理者（則第18条の4）

- ① 大学又は高等専門学校の理科系統の卒業者で、その後3年以上建設工事の施工における安全衛生の実務経験者
- ② 高等学校又は中等教育学校において理科系統の卒業者で、その後5年以上建設工事の施工における安全衛生の実務経験者
- ③ 前2号に掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者

店社安全衛生管理者（則第18条の7）

- ① 大学又は高専を卒業し、3年以上の建設工事施工に伴う安全衛生実務経験者
- ② 高校を卒業し、5年以上の建設工事施工に伴う安全衛生実務経験者
- ③ 8年以上、建設工事施工に伴う安全衛生実務経験者

職長・安全衛生責任者（平成18年5月12日基発第0512004号）

職長・安全衛生責任者教育カリキュラム：14時間

（法第60条：該当業種は教育しろ、令第19条：建設業を含めて6業種、則第40条：職長教育カリキュラム12時間）

3. 統括管理制度制定の意義と経緯

統括管理が最初に法的に明確化されたのは、**昭和39年**に制定された「**労働災害防止団体等に関する法律**」によってであり、それが**昭和47年**に制定された「**労働安全衛生法**」(第10条ほか)に取り込まれた。さらに、その後一部改正されて現在の法体系になったものである。安衛法では、建設工事の元請業者に対して

- (1) 下請業者及びその労働者が法令に違反しないよう、また、違反を是正するよう必要な指導・指示及び技術上の指導を行うべき義務 (**元方事業者の講ずべき措置安衛法第29条、第29条の2**)
- (2) 複数の事業者の労働者が混在して作業を行うことによって生ずる危険を防止するための種々の措置義務 (**特定元方事業者の講ずべき措置法第30条第1項**)
- (3) 自己が所有し、又は管理する設備等を下請業者の労働者に使用させる場合に、その一定の設備等に対し、及び特定の機械を使用する特定作業における労働災害防止措置義務 (**注文者の講ずべき措置法第31条、第31条の3**)

(4) 注文者として関係請負人に、その指示に従って労働させたならば、この法律・命令の規定に違反することになる指示の禁止の義務(違法な指示の禁止 法第31条の4)

を定めており、これらの規定の内容がすなわち統括管理責任の内容であるといえる。

統括管理を行うべき者は、法条文上はそれぞれ元方事業者、特定元方事業者、仕事を自ら行う注文者となっているが、建設現場でその義務を履行すべき者は、具体的には主として各現場で施工管理の責任と権限を有している作業所長であるといえよう。そして、これらの義務は、工事規模の大小や現場作業員数には関係なく果たさなければならない義務なのである。

統括管理の義務は、統括安全衛生責任者を選任しなければならない現場も、それ以下の中小規模の建設現場もすべて含めて、一般的に作業所長が統括管理を行うべき立場にある。

4. 法第30条 特定元方事業者等の講ずべき措置

**特定元方事業者(建設業の元請)は
特定元方事業者と関係請負人の労働者が同一の場所で作業
する事によって生ずる労働災害を防止するため、次の措置を講
じなければならない**



- | | |
|---|-----------------------|
| 1, 協議組織の設置、運営 | 2, 作業間の連絡、調整 |
| 3, 作業場所の巡視 | 4, 教育に対する指導、援助 |
| 5, 仕事の工程に関する計画と使用する機械、設備等について
イ、工程計画および機械設備等に関する配置計画の作成
ロ、使用する一定の機械設備等について関係請負人が使用
する場合は、法令に基づき講ずべき措置について指導する | |
| 6, その他厚生労働省令で定める事項 (法第15条統責の職務
に掲載) | |

4の1. 特定元方事業者が実施しなければならない 統括管理業務

- (1) 統括安全衛生責任者の選任(法15)
- (2) 元方安全衛生管理者の選任(法15の2)
- (3) 救護技術管理者の選任(法25の2、令9の2) (以下は50人未満でも措置義務あり)
- (4) 協議組織の設置、運営(法30、則635)
- (5) 作業間の連絡、調整(法30、則636)
- (6) 作業場所の巡視(法30、則637)
- (7) 関係請負人が行う安全衛生教育の指導援助(法30、則638)
- (8) 工程に関する計画、機械、設置等配置計画作成(法30、則638の3)
- (9) 関係請負人が作成する作業計画に対する指導(法30、則638の4)
- (10) クレーン等運転についての合図の統一(法30、則639)
- (11) 事故現場等の標識の統一等(法30、則640)
- (12) 有機溶剤等の容器の集積場所の統一(法30、則641)

- (13) 警報の統一等(法30、則642)
- (14) 避難訓練の実施方法等の統一(法30、則642の2、642の2の2)
- (15) 周知のための資料の提供(法30、則642の3)
- (16) 重大事故発生時の安全確保措置(法25の2)
- (17) 特定元方事業開始報告(法100、則664)

【注】

●関係請負人は、元方事業者の指示、特定元方事業者の措置

注文者の措置等へ対応すべき義務が法で定められている。(関係請負人とは元方事業者以外の下請負人)

●(3)～(17)の事項は、50人未満の現場でも措置義務がある。

(8)作業の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画の作成(則638条の3)

特定元方事業者は、工程表等の当該仕事の工程に関する計画ならびに主要な機械、設備および作業用の仮設建設物の配置に関する計画を作成する。

どのような機械に
必要か

- ①クレーン ②移動式クレーン
- ③工事用エレベーター
- ④主要建設機械等の工事用の機械
- ⑤軌道装置
- ⑥その他の機械

計画はどのような
内容か

- 施工計画書に
- ①全体工程表
 - ②機械の搬入・搬出計画
 - ③機械の配置計画

(9)関係請負人の作成する作業計画等の指導

(則638条の4)

関係請負人が次の作業を行う場合に、関係請負人が定める作業計画、作業方法が特定元方事業者の作成する工程、機械等の配置に関する計画に適合するように指導する。



● 指導を行わなければならない作業

- ① 車両系建設機械(機体重量3t以上、ただし、コンクリートポンプ車は機体重量の制限なし)を用いる作業。**
- ② 移動式クレーン(つり上げ荷重3t以上のもの)を用いる作業**

4の2. 統括管理とは

- ①指揮命令系統・作業内容の異なる者が混在、連絡・調整
- ②事業者毎に安全衛生規定・教育等に差、モラル厳守に差
- ③設備・機械など共同使用するため維持管理面に問題
- ④天候・工事進捗、他職種との関連で作業内容の変更頻繁
- ⑤重層請負のため、他社の者に対する安全衛生配慮の不足



混在作業の問題点

◆上記混在作業の問題点から生ずる労働災害を防止するための安全衛生管理を「**統括管理**」という

統括管理の一部(作業の連絡調整の充実)

調整事項 (則第636条)	具体的な内容
複数の関係請負人が資材の搬入を行う場合	・作業経路の制限 ・作業を行う時間帯の制限
火気等を使用する作業の周辺で他の関係請負人が作業を行う場合	・作業範囲の制限
有機溶剤を使用する塗装工事	・通風又は換気 ・防爆構造の電気機械工具の使用 ・作業を行う時間帯の調整
落下物の危険がある場所での作業	・落下防止対策の設置 ・下部への立入り禁止措置 ・作業時間帯の調整
安全装置等を一時解除する場合	・他の関係請負人への周知 ・他の安全対策の設置
化学設備を開放して作業する場合	・化学物質等の危険性及び有害性に関する情報の提供
関係請負人が混在作業する場合	安全衛生責任者が職務を果たす

5. 第29条 元方事業者の講ずべき措置

元方事業者は（建設・製造業を問わず）



関係請負人とその労働者が当該仕事に関し



安衛法令に違反しないよう



必要な指導を行わなければならない



安衛法令に違反していると認める時は

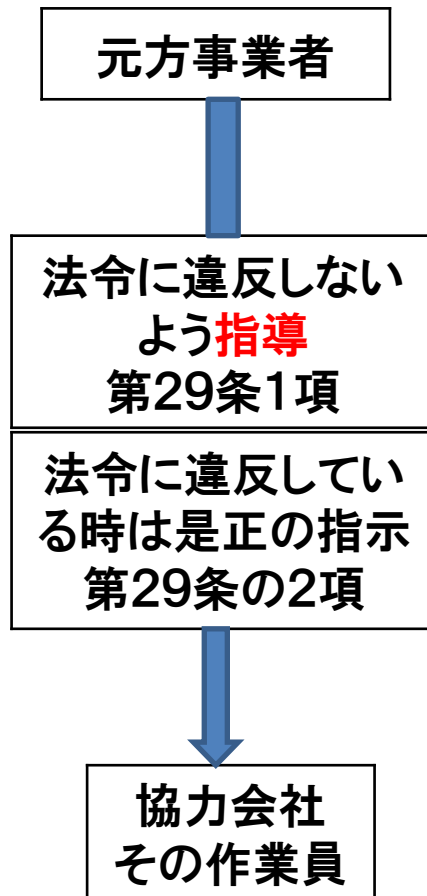


是正のため必要な指示を行わなければならない



是正のための必要な指示を受けた関係請負人又はその労働者は、その指示に従う事

5の1. 第29条元方事業者の講ずべき措置



どのような措置を

指導・指示義務事項の例

- ・就業制限業務・・・有資格者であるか
- ・特別教育・・・・・・特別教育修了者であるか
- ・作業主任者・・・・必要な作業に適正に配置されているか
- ・作業指揮者・・・・ //
- ・監視人又は誘導者・・ //
- ・持込機械の安全基準確保及び法定点検(検査)の実施状況
- ・定期健康診断及び特殊健康診断の実施状況

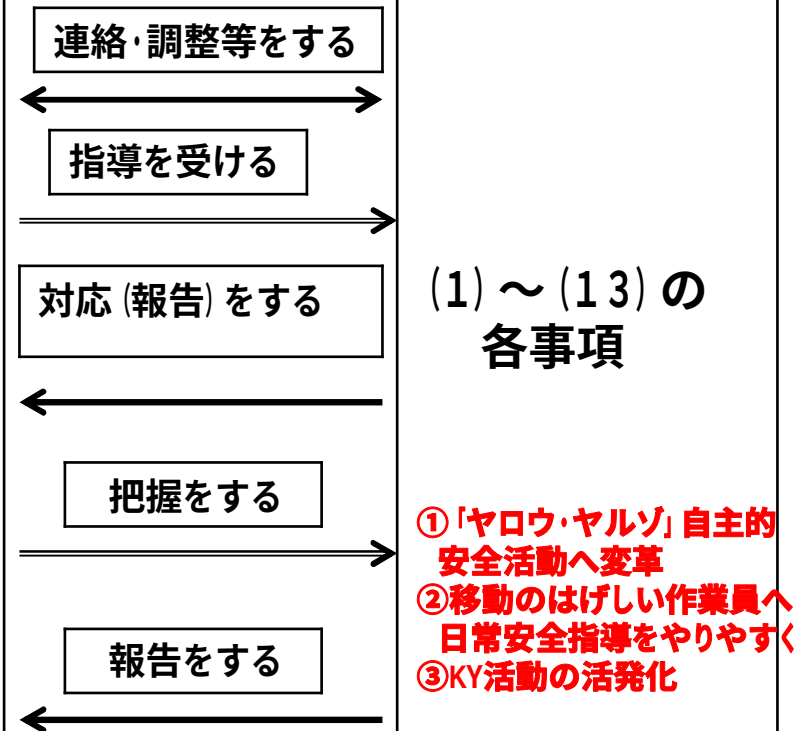
法令に基づく指示を受けた協力会社、又は作業員はその指示に従わなければならない。
法第29条3項

5の2. 現場における元方事業者と関係請負事業者の関係 (建設現場における安全管理)

元方事業者の実施事項

- (1) 安全衛生管理計画の作成
- (2) 過度の重層請負の改善
- (3) 請負契約における安全対策の明確化
- (4) 関係請負業者及びその作業者の把握等
- (5) 作業手順書の作成
- (6) 協議組織の設置運営
- (7) 作業間の連絡及び調整
- (8) 作業場所の巡視 (統責、元方安管等)
- (9) 新規入場者教育
- (10) 新たに作業を行う関係請負事業者
に対する措置
- (11) 作業開始前の安全衛生打合せ
- (12) 安全施工サイクル活動の実施
- (13) 安全衛生責任者会、職長会の設置

関係請負事業者の実施事項



基発第267号の2 ↑ 平成7年4月21日

元方事業者による建設現場安全管理指針

(元方事業者が現場において管理
すべき具体的な事項について示したもの)

5の3. 第29条の2 元方事業者の講ずべき技術上の指導等

建設業の元方事業者は、土砂等の崩壊危険場所、機械等の転倒危険場所その他一定の場所で作業を行うときは、関係請負人が行うべき危険防止措置が適正に行われるよう技術上の指導及び資材等の提供、その他必要な措置を講ずること。



一定の場所とはつぎのとおりである（則第634条の2）

- ①土砂等が崩壊し、労働者に危険が及ぶ恐れのある場所**
- ②土石流が発生する恐れのある場所**
- ③基礎工事用建設機械または移動式クレーンが転倒する恐れのある場所**
- ④くい打機、くい抜機、移動式クレーン等使用する作業で架空電線に接近することで感電の恐れのある場所**
- ⑤擁壁等に近接して掘削作業する場合擁壁等が損壊する恐れのある場所**

適用事業報告

正

様式第23号の2 (第57条関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)		
				電話 () 番		
労働者数	種別	満18歳以上	満15歳以上満18歳未満	満15歳未満	計	
	通勤	男	()	()	()	()
		女	()	()	()	()
		計	()	()	()	()
	寄宿	男	()	()	()	()
		女	()	()	()	()
		計	()	()	()	()
総計	()	()	()	()		
備考		適用年月日 年 月 日				

労基法第23条第2号第1項第1号

年 月 日

職名
使用者氏名

所長

印

労働基準監督署長 殿

記載心得

- 1 市内労働者を使用する場合は、労働者数の欄にその数を括弧して内書きすること。
- 2 備考の欄には、適用年月日を入力すること。
- 3 社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合にのみ記載すること。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日提出代行者の表示	氏名	電話番号
		印	

(参考)

特定元方事業者等の事業開始報告

(安衛則 664 条による)

元 方 事 業 者	事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地		常時使用労働者数
					10人未満は省略
	事業の概要		工 期	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
			発注者名		
	統括安全衛生責任者の選任年月日				
	職 氏 名	年 月 日生	選任年月日	平成 年 月 日	
	元方安全衛生管理者の選任年月日				
職 氏 名	年 月 日生	選任年月日	平成 年 月 日		

関 係 請 負 人	事業の種類	名 称	主たる事業所の所在地	工 期
	作業の開始後遅滞なく報告しなければならない			
	安衛法第30条、安衛則第664条に基づく			
備 考				

平成 年 月 日

特定元方事業者
職 氏 名



労働基準監督署長 殿

労働者死傷病報告

様式第23号(第97条関係)(表面)

労働保険番号(建設業の工事に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号を記入すること。)		事業の種類	
810001		建設業	
事業場の名称(建設業にあつては工事名を併記のこと。)			
カナ	被災労働者の所属事業場の名称		
漢字	被災労働者の所属事業場の名称		
工事名	特定元方事業者の工事件名		
職員記入欄 派遣先の事業の労働保険番号	都道府県	市区町村	事業場の郵便番号
事業場の所在地	市内下請事業の場合は親事業場の名称、建設業の場合は元方事業場の名称	派遣労働者が被災した場合、派遣先の事業場の名称	提出事業場の区分
郵便番号	電話	元方事業者名	発生日時(時間表記とすること。)
			7:平成
被災労働者の氏名(姓と名の間は1文字空けること。)	生年月日	性別	年齢
カナ			()歳
漢字	被災者氏名	職種	経験期間
休業見込期間又は死亡日時(死亡の場合は死亡欄に○)	傷病名	傷病部位	被災地の場所
休業見込			
災害発生状況及び原因 ①どのような場所、②どのような作業をしているときに、③どのような物又は環境に、④どのような不安定な又は有害な状態があつて、⑤どのような災害が発生したかを詳細に記入すること。		略図(発生時の状況を図示すること。)	
報告書作成者 職氏名		原因物 店社コード 業種分類	

死亡又は休業4日以上の場合に事由発生後
遅滞なく提出、(安衛則第97条)

年 月 日

事業者職氏名

被災労働者所属事業場の
事業者職氏名

受付印

労働基準監督署長殿

14:44

6. 第31条 注文者の講ずべき措置

特定事業の仕事を自ら行う注文者



その仕事を行う場所に於いて



建設物、設備又は原材料
(建設物等)をその請負人
に使用させる時は



建設物等についてその労働
者の労働災害防止のため必
要な措置を講じなければなら
ない。

特定事業とは
建設業と造船
業を指す



下請、孫請等を全て含む



下請、孫請等が2以上あ
り、それぞれ注文者とな
るときは、当該建設物等
にかかる最上位の注文
者に、この注文者義務が
適用される。

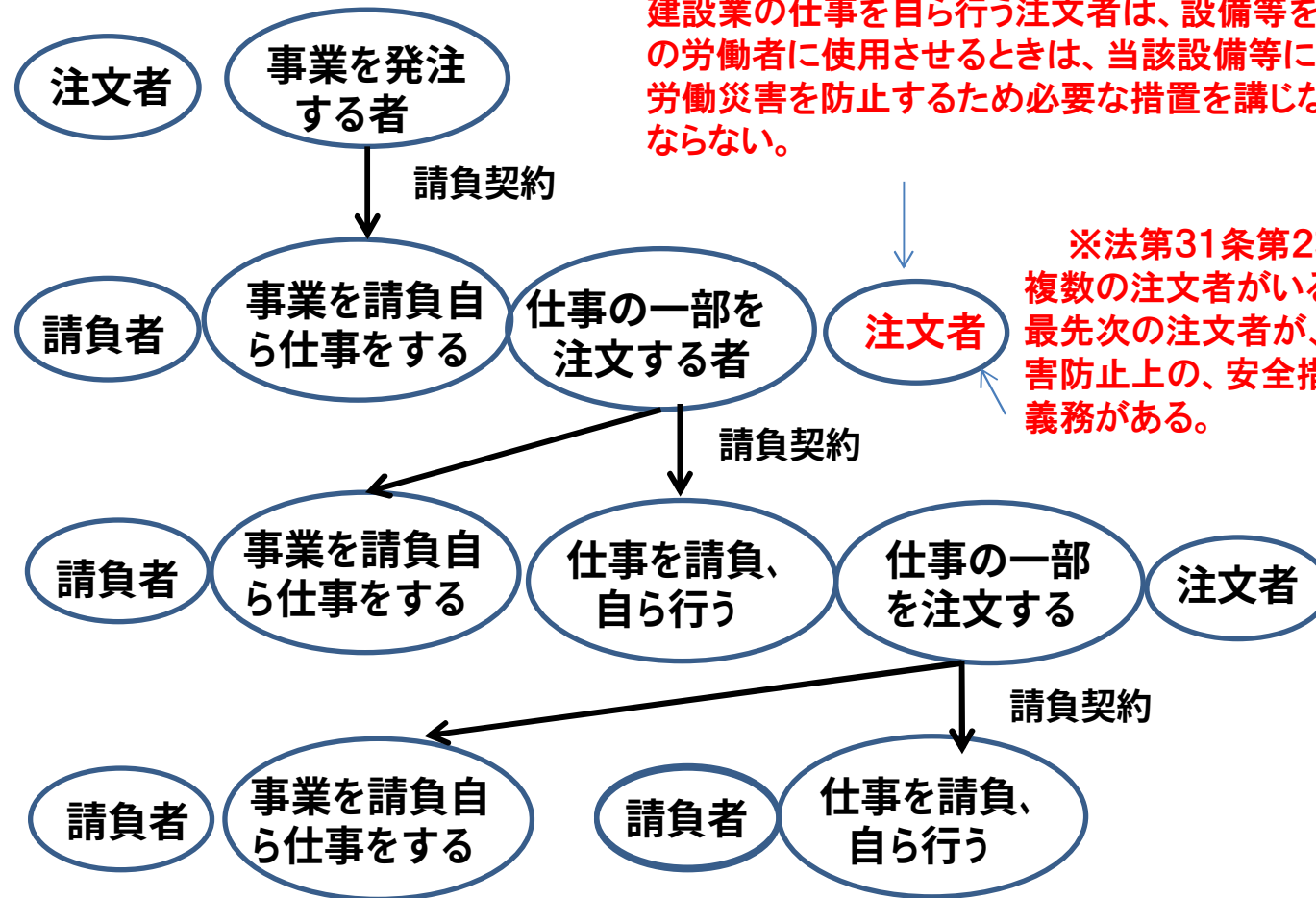
6の1. 請負事業者が自ら注文者となった場合の安全措置義務

※法第31条第1項
建設業の仕事を行なう注文者は、設備等を請負人の労働者に使用させるときは、当該設備等について労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

※法第31条第1項
建設業の仕事を行なう注文者は、設備等を請負人の労働者に使用させるときは、当該設備等について労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

※法第31条第2項
複数の注文者がいる場合は
最先次の注文者が、労働災
害防止上の、安全措置を行う
義務がある。

※法第31条第2項
複数の注文者がいる場合は
最先次の注文者が、労働災
害防止上の、安全措置を行う
義務がある。



建設業の仕事を目で行う注文者は、設備等を用いて労働者に使用させるときは、当該設備等に労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

※法第31条第2項
複数の注文者がいる場合、最先次の注文者が、労働災害防止上の、安全措置義務がある。

```

graph TD
    subgraph Scenario1 [ ]
        direction TB
        O1([注文者]) -- "請負契約" --> C1([請負者])
        C1 --> B1([事業を請負自ら仕事をする])
    end

    subgraph Scenario2 [ ]
        direction TB
        O2([注文者]) -- "請負契約" --> C2([請負者])
        C2 --> B2([仕事の一部を注文する])
        B2 -- "請負契約" --> C3([請負者])
        C3 --> B3([仕事を請負、自ら行う])
    end

    subgraph Scenario3 [ ]
        direction TB
        O3([注文者]) -- "請負契約" --> C4([請負者])
        C4 --> B4([仕事の一部を注文する])
        B4 -- "請負契約" --> C5([請負者])
        C5 --> B5([仕事を請負、自ら行う])
    end

```

建設業の仕事を目で行う注文者は、設備等を用いて労働者に使用させるときは、当該設備等に労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

※法第31条第2項
複数の注文者がいる場合、最先次の注文者が、労働災害防止上の、安全措置義務がある。

```

graph TD
    subgraph Scenario1 [ ]
        direction TB
        O1([注文者]) -- "請負契約" --> C1([請負者])
        C1 --> B1([事業を請負自ら仕事をする])
    end

    subgraph Scenario2 [ ]
        direction TB
        O2([注文者]) -- "請負契約" --> C2([請負者])
        C2 --> B2([仕事の一部を注文する])
        B2 -- "請負契約" --> C3([請負者])
        C3 --> B3([仕事を請負、自ら行う])
    end

    subgraph Scenario3 [ ]
        direction TB
        O3([注文者]) -- "請負契約" --> C4([請負者])
        C4 --> B4([仕事の一部を注文する])
        B4 -- "請負契約" --> C5([請負者])
        C5 --> B5([仕事を請負、自ら行う])
    end

```

建設業の仕事を目で行う注文者は、設備等を用いて労働者に使用させるときは、当該設備等に労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

※法第31条第2項
複数の注文者がいる場合、最先次の注文者が、労働災害防止上の、安全措置義務がある。

```

graph TD
    subgraph Scenario1 [ ]
        direction TB
        O1([注文者]) -- "請負契約" --> C1([請負者])
        C1 --> B1([事業を請負自ら仕事をする])
    end

    subgraph Scenario2 [ ]
        direction TB
        O2([注文者]) -- "請負契約" --> C2([請負者])
        C2 --> B2([仕事の一部を注文する])
        B2 -- "請負契約" --> C3([請負者])
        C3 --> B3([仕事を請負、自ら行う])
    end

    subgraph Scenario3 [ ]
        direction TB
        O3([注文者]) -- "請負契約" --> C4([請負者])
        C4 --> B4([仕事の一部を注文する])
        B4 -- "請負契約" --> C5([請負者])
        C5 --> B5([仕事を請負、自ら行う])
    end

```

6の2. 注文者が行わなければならない措置

建設物、設備、原材料を協力会社（請負人）に使用させる場合、安全基準に適合するものを設置する等の安全措置を講じなければならない。

●注文者の講ずべき措置（則644～662条）

1. くい打、くい抜き機について（則644）	6. 電動機械機器について（則649）
2. 軌道装置について（則645）	7. 潜函等について（則650）
3. 型枠支保工について（則646）	8. ずい道等について（則652）
4. アセチレン溶接装置について（則647）	9. ずい道型枠支保工について（則652）
5. アーク溶接機について（則648）	10. 物品揚卸等について（則653）

●安全措置の具対策については、右側に記載の安衛則による。

注文者が行わなければならない措置 つづき

●注文者の講ずべき措置 (つづき)

11. 架設通路について (則654)	16. 局所排気装置について (則658)
12. 足場について (則655)	17. 全体排気装置について (則659)
13. 作業構台について (則655の2)	18. 圧気工法に用いる設備について (則660)
14. クレーン等について (則656)	19. エックス線装置について (則661)
15. ゴンドラについて (則657)	20. ガンマ線照射装置について (則662)

- 協力会社も事業者として危害防止措置責任はある。
- この措置が講じられていない場合は、協力会社は速やかに注文者に申し出なければならない。
- 協力会社または、注文者が上記措置を講ずるための点検、補修その他の措置を拒み、妨げ忌避してはならない。法31(3)～(5)

6の3. 法31条の3特定作業に係る災害防止措置

建設業に属する事業の仕事を行う二以上の事業者の労働者が一の場所において機械で厚生労働省令で定めるものに係る作業（特定作業）を行う場合において、特定作業に係る仕事を自ら行う発注者又は当該仕事の全部を請け負った者で、当該場所において当該仕事の一部を請け負わせているものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所において**特定作業に従事するすべての労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。**

6の3. 特定作業の労働災害防止措置とは

どのような機械か (安則662条の5)

パワーショベル、ドラグショベル クラムシェル(機体重量3t以上)
くい打機、くい抜機、アースドリル アースオーガー
移動式クレーン (つり上げ荷重3t以上)

どのような作業か

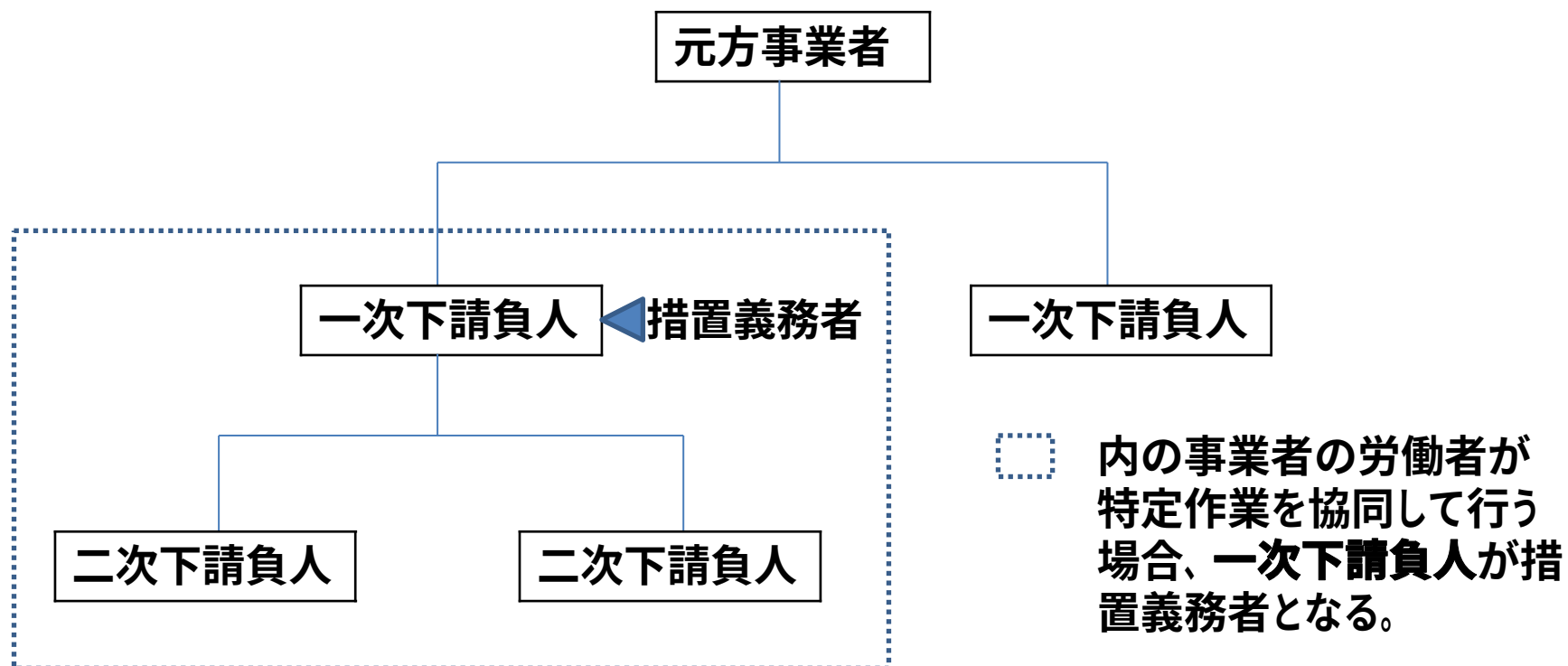
荷の吊上げ作業時の運転、玉掛け又は誘導の作業(安則662条の6)
運転、作業装置の操作、玉掛け、 くいの建て込み、くい等の接続、誘導の作業(安則662条の7)
運転、玉掛け、合図の作業 (安則662条の8)

どのような措置を

- ・作業の内容
- ・指示の系統
- ・立入禁止区域

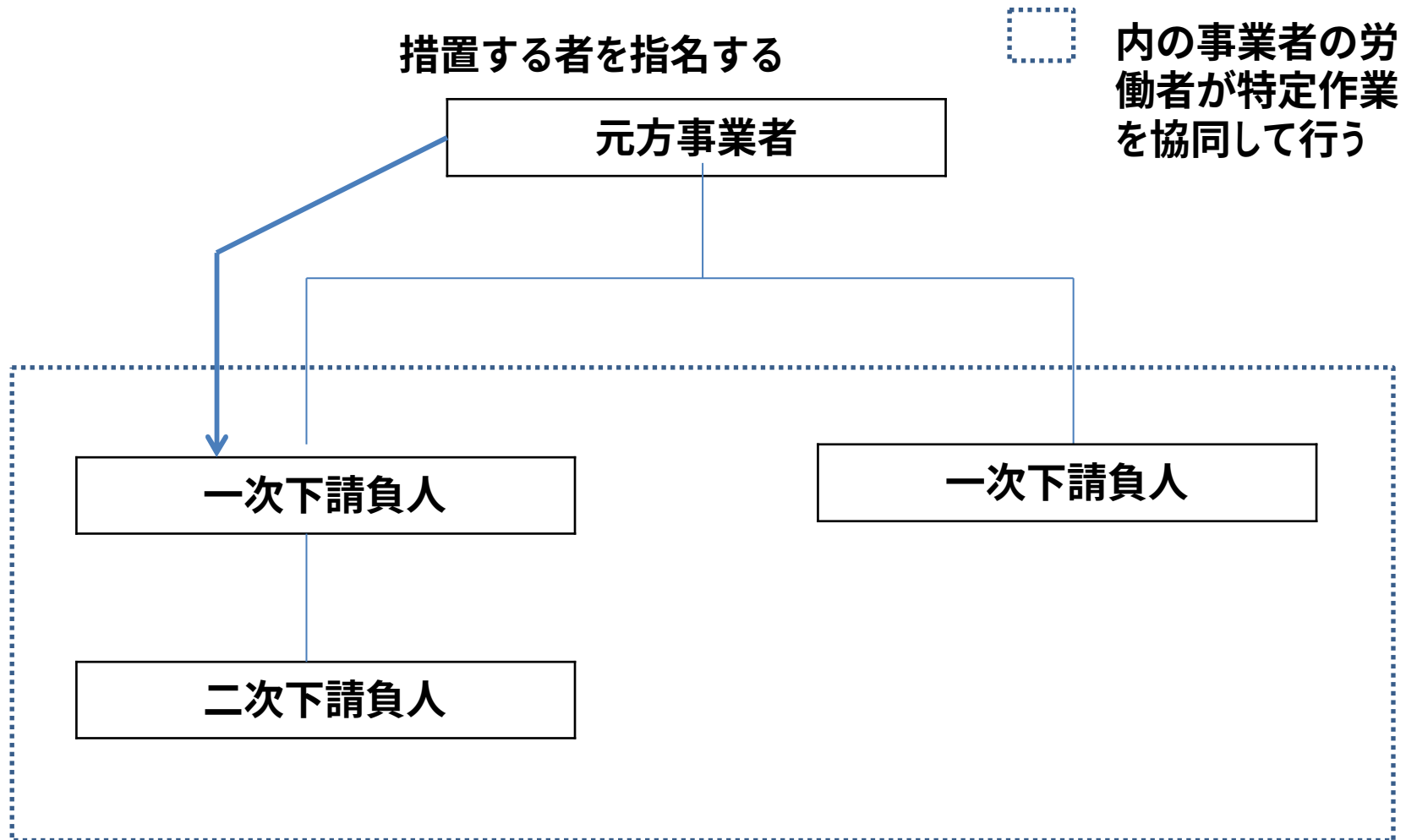
必要な連絡及び調整を行わなければならない

6の3. (法31条の3第1項) 特定作業措置義務者



※ 労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

6の3. 法第31条の3第2項 特定作業措置義務者



6の4 第31条の4 注文者の違法な指示の禁止

注文者は、その請負人に対し、



当該仕事に関し、その指示に従って当該
請負人が労働者を労働させたならば、



法令の規定に違反する事となる指示を
してはならない。

7. 安衛法における元請・下請責任

- 建設業の場合には、元請業者が発注者から工事を請負い、現場に事務所を設け、また、重層下請関係にある専門工事業者等を統括管理し、施工管理の一切を行い、工事を完成させ、それによって利益をあげているため、ともすれば下請業者の認識としては、**安全衛生管理上の事業者責任についてもすべて元請業者にあり、建設現場で生ずる労働災害防止の責任も元請業者にあると考えられがちです。**

そのうえ、建設の事業が数字の請負によって行われる場合、労災保険加入の責任が元請業者にあることも、そのような考え方をしがちにしています。

しかし、**安衛法では、事業者と作業者の間に使用従属関係と賃金の支払いの条件があつてはじめて事業者責任が生ずることになります。**

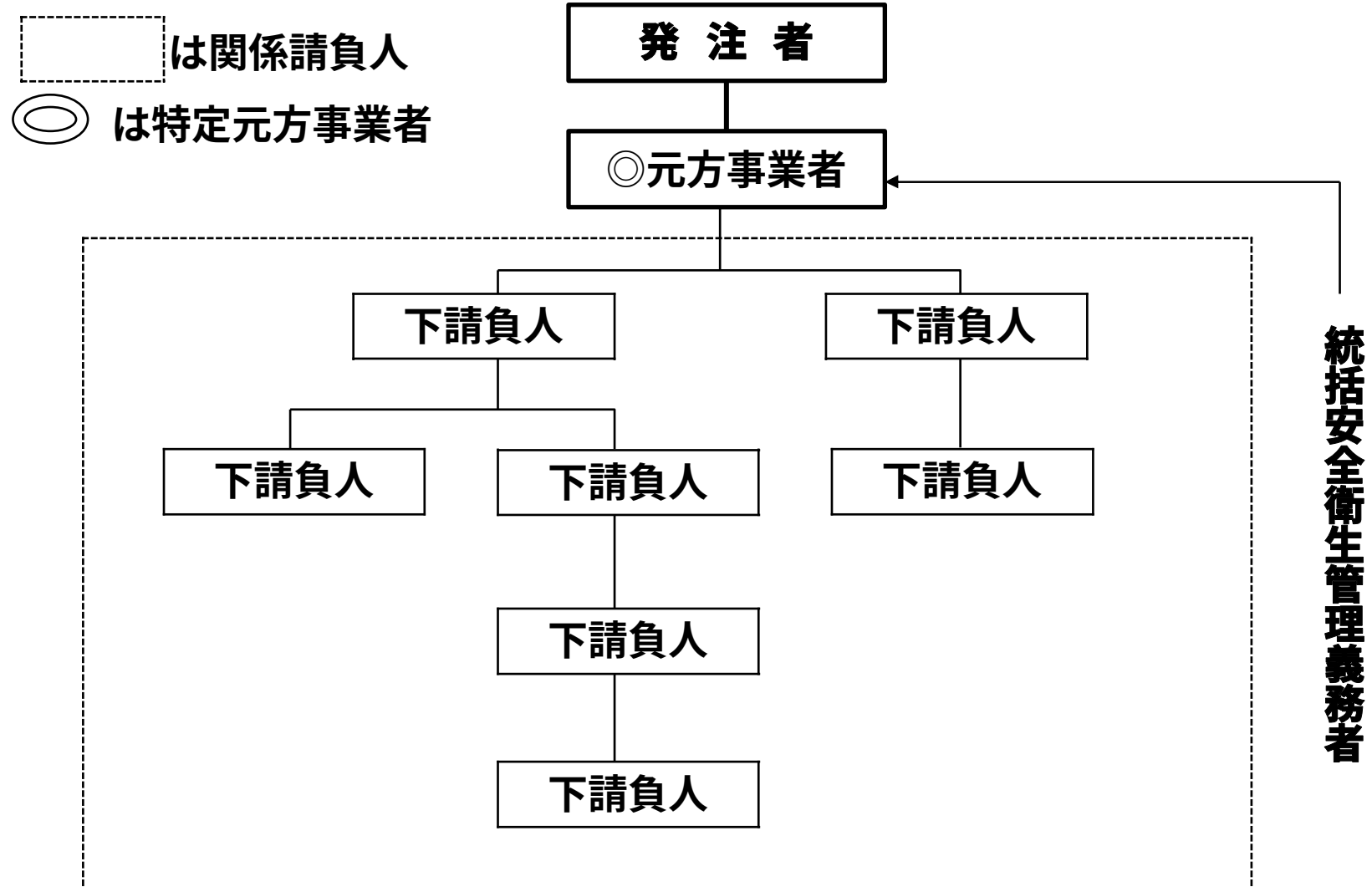
したがって、元請業者であるとか、統括安全衛生管理の責任が元請業者あるということだけで、各建設工事の施工にあたっての安衛法上の「事業者責任」を問われるものではありません。

元請業者は、安衛法上、下請業者に対する指導、指示の義務や安全な建設物等を貸与し、使用させる義務があるといっても、

これによって、**作業者を雇用していない元請業者が下請け業者の作業者に対して「事業者」の立場に立つということにはならず、この点をはっきりと認識しなければなりません。**

このことから、安衛法では措置義務主体を「事業者」と定め、作業者と直接の使用従属関係のない元請業者には、事業者としての措置義務を課しておらず、元請業者、注文者という立場から講ずべき特別の措置義務（統括管理責任）を課しているにとどまっています。**したがって、下請業者、再下請業者はそれぞれの使用従属関係にある自己の支配下にある作業者に対して事業者としての安全衛生上法的義務を果たすようにしなければなりません。**

関係請負人とは



7の1. 関係請負人の講ずべき措置(要約)

(1)元方事業者の指示への対応(法第29条3)

関係請負人は、元方事業者から法令違反を是正するよう指示された場合には、その指示に従う義務がある。

(2)特定元方事業者の措置への対応(法第32条)

関係請負人は、特定元方事業者が労働災害防止のために講じる措置に応じて、次の措置を講じなければならない。

①協議組織への参加(則635)

関係請負人は、特定元方事業者が措置する協議組織に参加すること。

②作業場所の巡視への協力(則637)

関係請負人は、特定元方事業者が行う巡視を拒み、妨げ、又は忌避しないこと。

③車両系建設機械、移動式クレーンの作業計画の調整(則638の4)

関係請負人は、これらの機械を使用する作業を行う前に、作業計画について特定元方事業者と打ち合わせて、その指導を受けること。

④クレーン等の運転についての合図の統一(則639)

関係請負人は、クレーン等の運転の合図を、特定元方事業者が定めた合図と同一にすること。

⑤事故現場等の標識の統一等(則640)

関係請負人は、自ら行う作業場所における事故現場等について、特定元方事業者が定めた標識によって明示すること。なお、必要以外の者を事故現場に立ち入らせないこと。

⑥有機溶剤等の容器の集積箇所の統一(則641)

関係請負人は、有機溶剤等を入れてある容器又は有機溶剤の蒸気が発散するおそれのある空容器は、特定元方事業者が定めた箇所に集積すること。

⑦警報の統一等(則642)

関係請負人は、次の場合に、特定元方事業者が定めた警報を行うこと。また、危険区域から必要以外の者を退避させること。

ハ 発破が行われている場合 ニ 火災が発生した場合 ホ 土砂の崩壊、又はこれらが発生するおそれのある場合 (イ、ロは省略)

(3)注文者の措置への対応(法第32条)

関係請負人（下請業者）は、その労働者が注文者（特別規制の対象となるものに限る。）の建設物等を使用する場合には、注文者が労働災害防止のために講ずる措置に応じて、次の措置を行わなければならない。

①関係請負人が、注文者が建設物等について労働災害を防止するために講ずべき措置を行っていないときは、**速やかにその旨を注文者に申し出ること。**（則663(1)）

②関係請負人が、注文者が上記措置を講ずるために行う点検、補修その他の**措置を拒み、妨げ又は忌避しないこと。**（則663(2)）

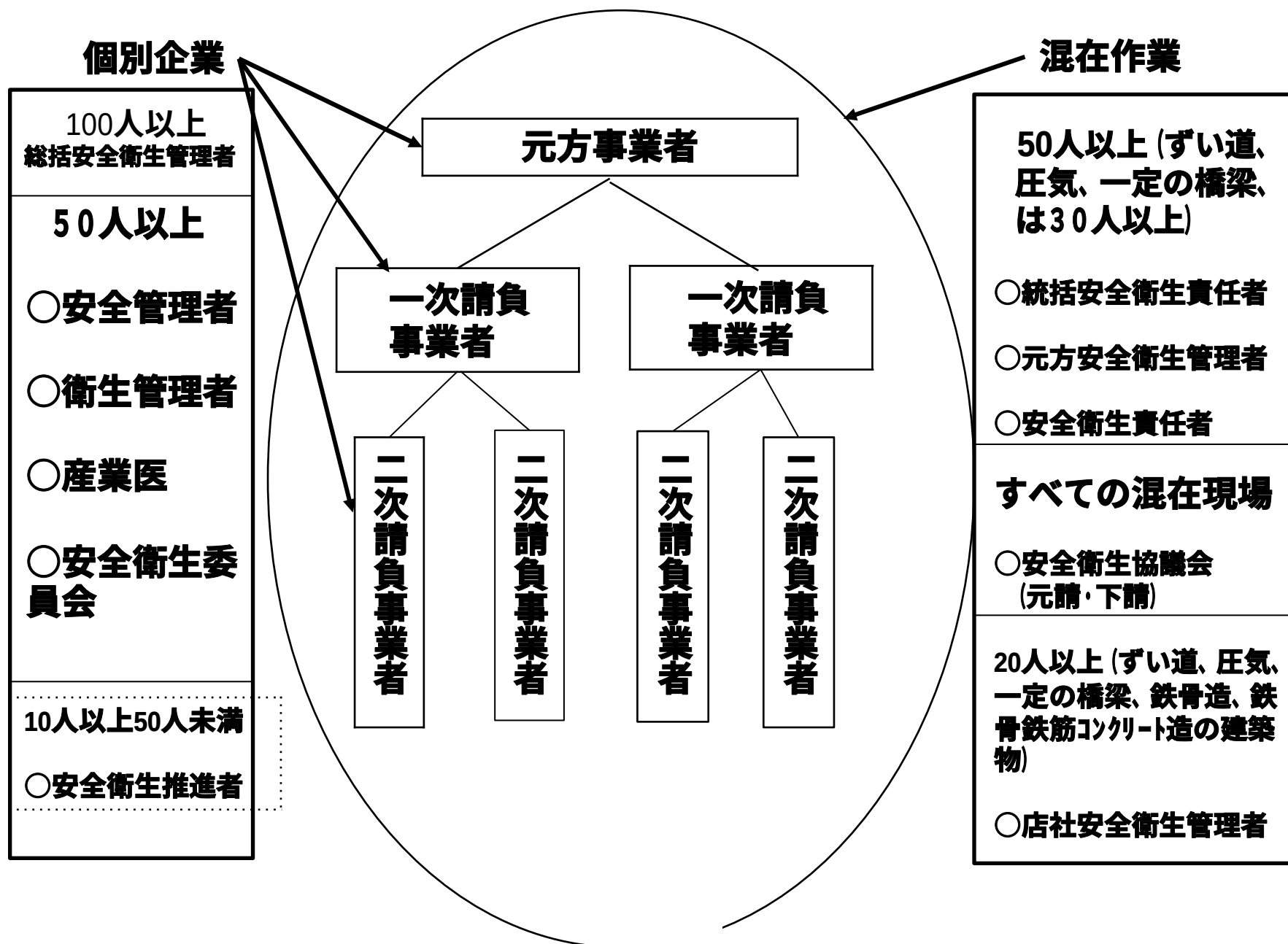
③特定元方事業者、注文者等が講ずる措置の実施を確保するための指示に従うこと。なお、上記のほか「元方事業者による建設現場安全管理指針」では関係請負人の店社及び現場が実施すべき事項として具体的に明示されているので参照すること。

• 関係請負人の労働者の遵守事項

労働者に対しては、次のような遵守事項が安衛法で定められている。

- ① 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守る他、事業者その他の関係者が実施する**労働災害の防止に関する措置に協力**するよう努めなければならない。（法第4条）
- ② 労働者は、事業者が労働災害の危険を防止するために**必要な措置を講じた場合、これに応じて必要な事項を守らなければならないこと**。（法第26条）
- ③ 労働者は、元方事業者がその仕事に関し安衛法又はこれに基づく命令に違反していると認めるときに、**是正のため必要な指示を行った場合は、その指示に従わなければならない**。（法第29条3項）
- ④ 労働者は、特定元方事業者、元方事業者、注文者、請負人等が講ずべき措置（則第635条～第663条の2）に応じて、**必要な事項を守らなければならないこと**。（法第32条6項）
- ⑤ 労働者は、特定元方事業者、、元方事業者、、注文者、請負人等が講ずべき措置の実施を確保するためにする**指示に従わなければならない**。（法32条第7項）

8. 建設現場における統括安全衛生管理体制



8の1. 統括安全衛生責任者

特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者が当該場所において作業を行うときは、これらの労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに**安衛法第30条第1項各号の事項を統括管理**させなければならない。

8の2.第15条 統括安全衛生責任者の職務

1, 元方安全衛生管理者の指揮

◎元方安全衛生管理者は、統責者の指揮を受けて、実務的（技術的）事項を担当する。

安衛則

639条：クレーン等の運転合図の統一

640条：事故現場の標識の統一

641条：有機溶剤等の容器の集積場所の統一

642条：警報の統一等

642条の2：避難等の訓練の実施方法等の統一等

642条の3：周知のための資料の提供等

664条：労働基準監督署長への各種報告

2, 法第30条第1号～第6号の実施

(特定元方事業者の講ずべき措置)

1, 協議組織の設置、運営

2, 作業間の連絡、調整

3, 作業場所の巡視

4, 教育に対する指導、援助

5, イ、工程計画および機械設備等に関する配置計画の作成

ロ、一定の機械等について関係請負人が使用する場合は、法令に基づき講ずべき措置について指導をする

6, その他厚生労働省令で定める事項（労働安全衛生規則・特別規制）

8の3. 法第15条の2元方安全衛生管理者の職務

(1) 特定元方事業者の講ずべき措置のうち、つぎに掲げる技術的事項の管理 (法第30条)

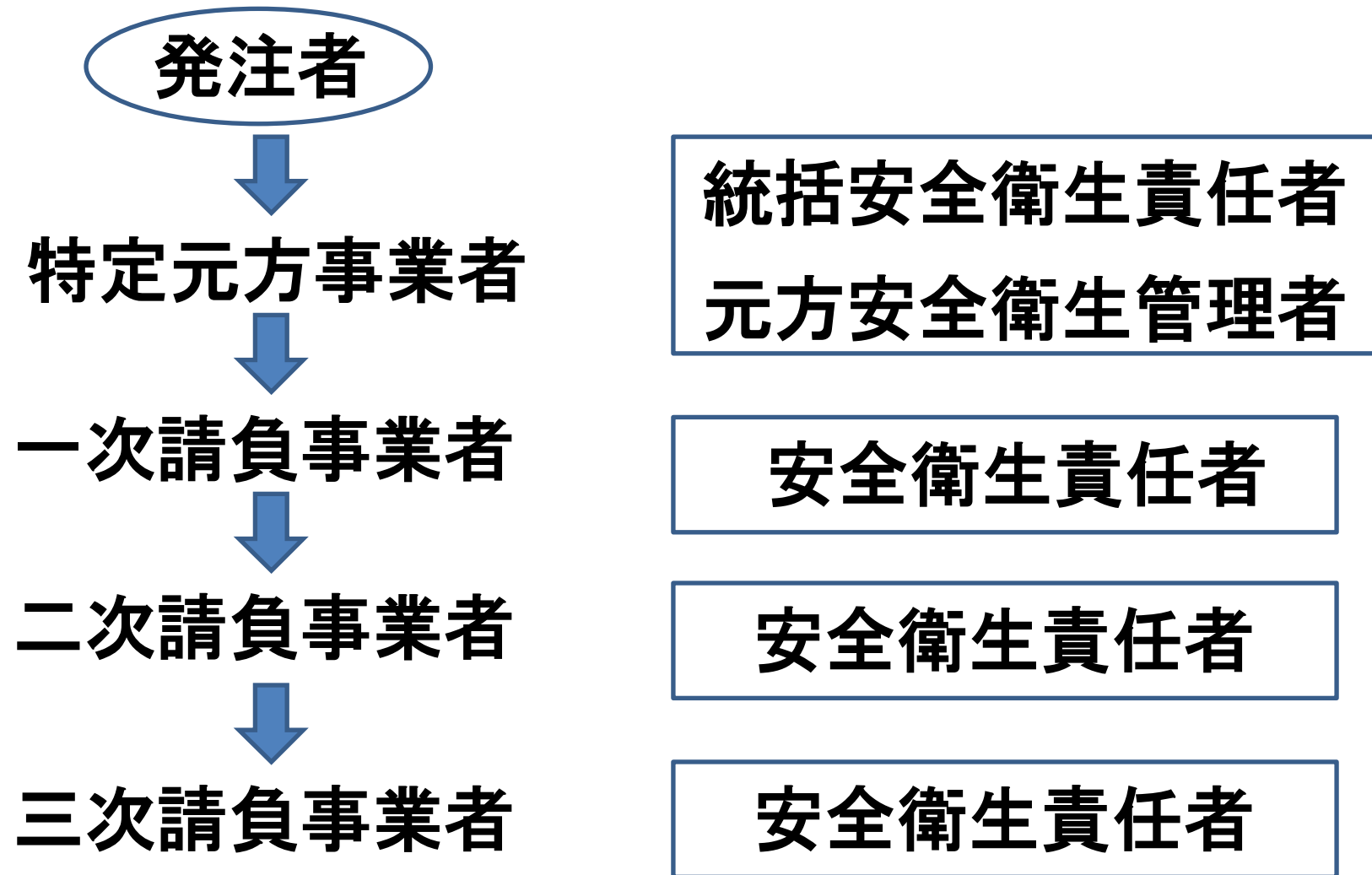
- ①協議組織の設置および運営
- ②作業間の連絡および調整
- ③作業場所の巡視
- ④関係請負人が行う安全衛生教育に対する指導および援助
- ⑤仕事の**工程に関する計画**および作業場所における機械、設備等の**配置に関する計画の作成**および**機械、設備等を使用する作業に関する指導**
- ⑥上記のほか、特定元方事業者および関係請負人の労働者の作業が同一場所で行われることで生ずる労働災害防止の必要事項

(統括安全衛生責任者の職務 → 元方安全衛生管理者の指揮)

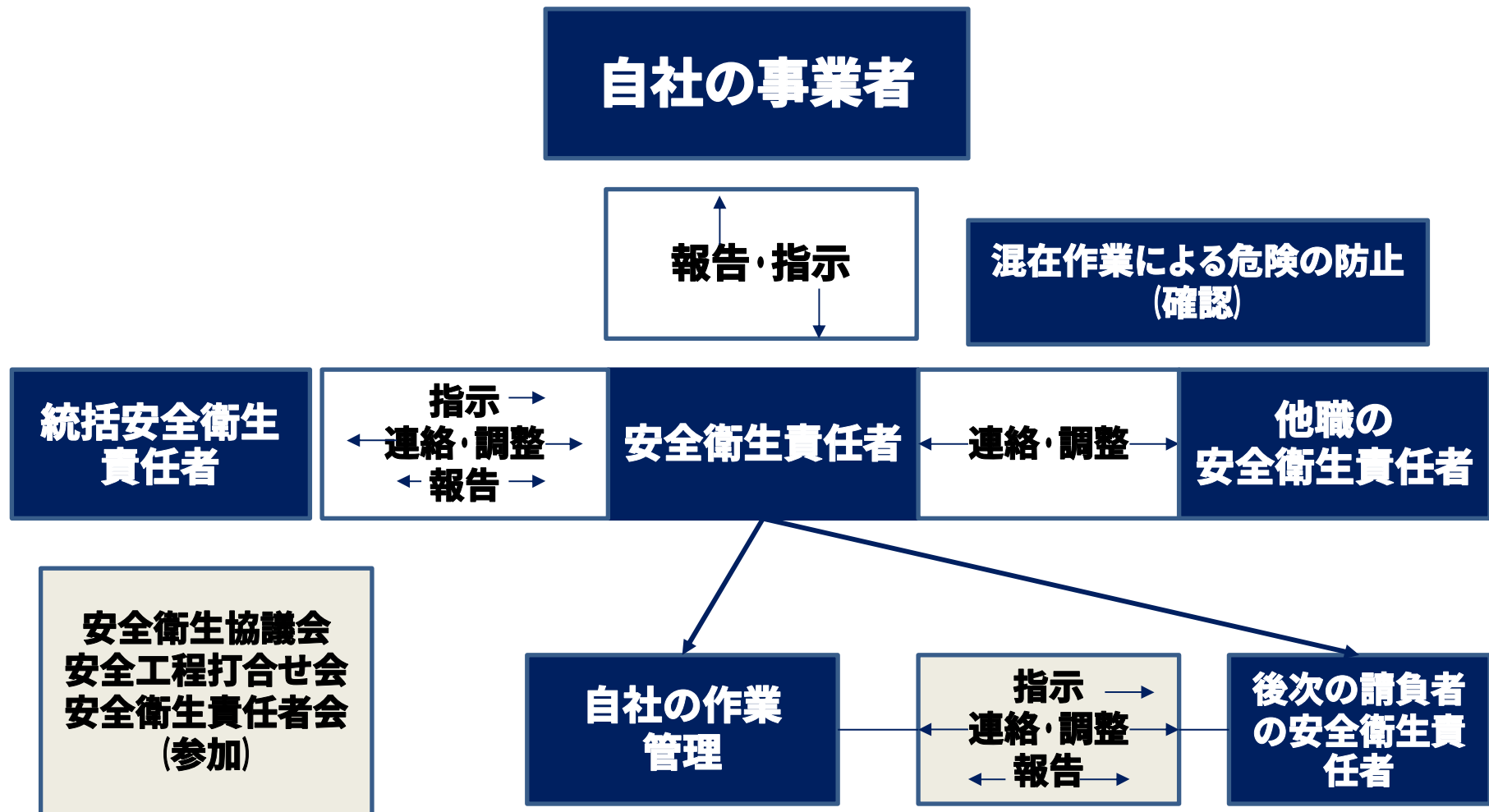
9. 安全衛生責任者

- 労働安全衛生法第16条の規定により
一の場所において行う事業の仕事で、統括
安全衛生責任者を選任すべき事業者以外の
請負人で、当該仕事を自ら行うものは、
**安全衛生責任者を選任し、その者に統括安
全衛生責任者との連絡その他厚生労働省令
(則第19条第1～6号)で定める事項を行わ
せなければならない。**

9の1. 安全衛生責任者の選任 (法第16条)



9の2 安全衛生責任者の役割 (則第19条)



9の2 則第19条 安全衛生責任者の職務

- ・ 赤書きは参考例

1. 統括安全衛生責任者との連絡

- ① 毎作業日に仕事に従事する労働者数を報告する。
- ② 新たに従事することになった労働者について、資格、教育、健康診断の有無等について報告する。
- ③ 請負業者側で行われた特別教育等の実施結果、作業者の資格取得状況等について報告する。

2. 統括安全衛生責任者から連絡を受けた事項を関係者へ連絡する

- ① 統責から連絡を受けた事項を、自社の事業者に報告する
- ② 統責から受けた事項を職長および作業者に指示、命令する。

安全衛生責任者の職務(つづき)

3. 統括安全衛生責任者から連絡を受けた事項についての請負事業者の実施についての管理。

- ① 混在作業の管理。
- ② 危険防止措置を実施する。

4. 請負事業者がその労働者の作業の実施に関し作成する計画について特定元方事業者の作成した法第30条第1項第5号の計画との整合性を図るための統括安全衛生責任者との調整

- ① 車両系建設機械、移動式クレーン等を用いて作業を行うときの作業計画等がある。

5. 混在作業における労働災害についての危険の有無の確認

6. 仕事の一部を他に再下請負させている場合における、後次の請負事業者の安全衛生責任者との作業間の連絡および調整。

9の3 (法第60条) 職長等の安全衛生教育

事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の**作業中の労働者を直接指導又は監督する者**（作業主任者を除く）に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための**教育を行わなければならない。**

(則第40条)

- 一 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
- 二 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるものの外。(12の教育事項、RA)

職長の教育時間12時間 (職長・安全衛生責任者教育14時間)

(教育を行うべき業種) ①建設業 ②製造業(食料品等は除く) ③電気業 ④ガス業
⑤自動車整備業 ⑥ 機械修理業

10. 建設現場における事業者責任

(1) 事業者の代行責任

建設現場における法律上の安全衛生管理責任は、会社である法人自体にあることは、既知のとおりであるが、会社の代表者たる社長が、建設現場ごとに、すべて責任をもって安全衛生の措置を講ぜられるかということ、現実にはそうはいかない。

会社社長が、いちいち建設現場に設けられている足場や作業箇所の一つひとつを点検し、災害防止のための措置を講ずることは不可能であり、労働安全衛生法ではそこまで要求しているものではない。つまり、現場管理者たる作業所長が建設現場の安全衛生責任を会社社長に代って負うことになる。

さらに、作業所長は各作業ごとに**工事担当者**に権限をゆだねるわけで、その権限とともに現場の危険防止のための措置の義務を負う者、つまり**行為者**が決まることになる。

●どんな法律で拘束されるのか

刑事上

の拘束——警察 ……「業務上過失致死傷」
労働基準監督署 ……「労働安全衛生法」

民事上

の拘束——「安全配慮義務」など

警察は事故原因を調べていく。

- ・この足場はどんな手順で組み立てられたか
- ・作業手順に間違いなかったか
- ・誰が指揮して作業をしていたか

Ex. 風が強いときに作業中止命令を出したか？

無理に作業を続けさせようとしなかったか？ など。

- ・足場材料は規格に合ったものか

ここで、「業務上過失致死傷」という意味を分解してみよう。

業務上……仕事をするうえで

過失………危ないと思っていたにもかかわらず、大丈夫だと作業をして
しまうこと(危険を予見していたということ)

致死傷…… ケガや死に至らしめる

労働安全衛生法違反による行政処分の概要

1. 行政指導

- 指導票：法令違反はないが改善した方が望ましい
- 是正勧告書：法令違反あり
- 警告書：重大な法令違反

2. 行政命令

- 使用停止命令書
 - 作業停止命令書
- } 機械、設備等で法令違反

3. 司法処分

- 書類送検：重大な法違反、度重なる法違反

おわりに 一万分の一人

川崎製鉄の水島工場で、ある日一人の社員が労働災害で亡くなった。当時の工場の労働部長が早速弔問に訪ねると、20代半ばにして若き未亡人となってしまった奥さんが、涙も涸れ果て首をうなだれてじっとしている。

膝にはまだ事情のよく飲み込めない二人の幼子がまっわりついている。そうした中を部長は1時間ばかりお悔やみの言葉を連ねるのだが、奥さんからは何の反応も返ってこない。今日は何言っても駄目だな、また出直してこようと部長が席をたちかけると、奥さんが顔をふっと上げて、

「水島工場では何人の方が働いておられますか」と聞いたので、部長が「一万人です」と答えると、奥さんがさらに言葉を繋いでこう述べた。

「水島工場にとっては主人の死によって一万人の中の一人を失っただけです。しかし、我が家では・・・私たちは・・・私は・・・人生のすべてを失ってしまいました」

この言葉を聞いて部長は脳天を斧で叩き割られたような大変な衝撃を覚えた。部長はこれまで産業活動のある所、ある程度の労働災害は付き物であってやむを得ない、ただ、度数率や強度率をできるだけ低くするのが自分の担当者としての責任であるという立場で安全衛生対策に当たっていたが、この奥さんの言葉を聞いて、一人ひとりカケガエノナイ人なのだ、労働災害は決してあってはならないんだ、ゼロ災でなければならないんだと心底悟ったという。それからの水島工場は安全衛生対策に一段と力が入り、優良事業場に様変わりした。

お悔やみに参った

2人の幼子



奥さん

人生の
すべてを
失いました
.....



労働部長 ㊦

1万人に1人

◎1万人に1人

夫の死は、会社にとっては1万人に1人でも、私にとっては人生の全てを失った。

◎父ちゃんを返して

会社は社葬もし、保険も支払い、一生生活の面倒も見る。
妻は社葬も保険もいらないから「父ちゃんを返して！」
とせまった。

会社にとっては1人の災害であっても、家族にとってはその柱を失い、全てを失い、家庭の崩壊へとつながっていく。

この言葉には実感がこもっており、訴えるものがあり、原因のいかんを問わず絶対にあってはならない。

ご清聴ありがとうございました。

END

ご安全に